

参 考 資 料

1. 計画の策定体制と経過

- (1) 団体等へのヒアリング等の実施状況と概要
- (2) パブリックコメントの実施状況
- (3) 宝塚市子ども審議会の経過と概要
- (4) 宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会の経過と概要
- (5) 宝塚市子ども審議会委員名簿
- (6) 宝塚市子ども審議会小委員会委員名簿

2. 宝塚市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査結果より抜粋

3. その他（用語の説明、関係法令・条例等）

- (1) 用語の説明
- (2) 児童の権利に関する条約（抜粋）
- (3) 宝塚市子ども条例
- (4) 宝塚市子ども審議会条例
- (5) 宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会設置要綱

1. 計画の策定体制と経過

(1) 団体等へのヒアリング等の実施状況と概要

対象・人数	実施日・場所	テーマ・内容
公立保育所長(保育所長会にて説明) 8人	平成26年 2月 6日(木) 市役所3-2会議室	ニーズ調査を踏まえたヒアリング
	平成26年 9月 4日(木) 教育総合センター会議室	計画案のパブリックコメントについて
公立幼稚園長(幼稚園長会にて説明) 12人	平成26年 3月20日(木) 教育総合センター会議室	ニーズ調査を踏まえたヒアリング
	平成26年 8月28日(木) 教育総合センター会議室	計画案のパブリックコメントについて
私立保育園園長(保育園長会にて説明) 16人	平成26年 2月 7日(金) 市役所2-5会議室	子ども・子育て支援新制度に向けた検討状況 (私立保育園園長会との懇談会)
	平成26年 2月12日(水) 口腔保健センター会議室	ニーズ調査を踏まえたヒアリング
私立幼稚園園長(私立幼稚園長会にて説明) 15人	平成26年 2月18日(火) ピピアめふ和風会議室	子ども・子育て支援新制度に向けた検討状況
	平成26年 9月 2日(火) ピピアめふ和風会議室	計画案のパブリックコメントについて
児童館・子ども館長(児童館ネットワーク会議にて説明) 10人	平成26年 1月23日(木) フレミラ宝塚会議室	ニーズ調査を踏まえたヒアリング
	平成26年 9月11日(木) フレミラ宝塚会議室	計画案のパブリックコメントについて
民生委員・児童委員連合会理事会 17人	平成26年 9月 1日(月) 総合福祉センター特別会議室	計画案のパブリックコメントについて

(2) パブリックコメントの実施状況

対象	実施期間	内容
市民	平成26年9月1日(月) ～9月30日(火)	宝塚市次世代育成支援行動計画(宝塚市子ども・子育て支援事業計画)(案)について、市民179人、2団体から意見等が寄せられた。

(3) 宝塚市子ども審議会の経過と概要

[平成25年度(2013年度)]

種別	開催回数	開催日・場所	審議内容
全体会	第1回	平成25年 7月 2日(火) 市役所特別会議室	・第2次宝塚市次世代育成支援行動計画(前期計画)及び宝塚市子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問
全体会	第2回	平成25年 9月16日(月・祝) 男女共同参画センター学習交流室1A	・ニーズ調査の実施について
全体会	第3回	平成25年10月14日(月・祝) 男女共同参画センター学習交流室1A	・子ども・子育て支援新制度について ・宝塚市の現状について
全体会	第4回	平成25年12月24日(火) 上下水道局第一会議室	・次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況について ・ニーズ調査結果(速報)について ・計画書の構成(案)について
小委員会	第1回	平成26年 1月27日(月) 市役所3-3会議室	・次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況について ・ニーズ調査結果について
小委員会	第2回	平成26年 2月22日(土) 市役所特別会議室	・ニーズ調査結果(速報・中間報告)について ・次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み等について
全体会	第5回	平成26年 3月27日(木) 上下水道局第一会議室	・計画策定の進捗状況について ・子ども・子育て支援新制度に向けた各種条例制定について
小委員会	第3回	平成26年 3月28日(金) 上下水道局第一会議室	・ニーズ調査結果について ・計画の策定について

[平成26年度(2014年度)]

種別	開催回数	開催日・場所	審議内容
小委員会	第1回	平成26年 4月22日(火) 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
小委員会	第2回	平成26年 5月21日(水) 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について ・子ども・子育て支援新制度に係る宝塚市が条例で定める各種基準等について
小委員会	第3回	平成26年 6月27日(金) 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について ・第2次宝塚市次世代育成支援行動計画(前期計画)案について
小委員会	第4回	平成26年 7月28日(月) 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について(教育・保育、放課後児童クラブ) ・第2次次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画骨格案について ・子ども・子育て支援新制度に係る宝塚市が条例で定める各種基準等の検討状況について
全体会	第1回	平成26年 8月 6日(水) 市役所特別会議室	・宝塚市次世代育成支援行動計画(宝塚市子ども・子育て支援事業計画)の計画案について
小委員会	第5回	平成26年10月29日(水) 上下水道局第一会議室	・次世代育成支援行動計画(子ども・子育て支援事業計画)案に対する意見等について
全体会	第2回	平成26年11月16日(日) 市役所特別会議室	・次世代育成支援行動計画(子ども・子育て支援事業計画)案に対する意見等について ・答申について
答申		平成26年11月27日(木)	市長に答申書提出

(4) 宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会の経過と概要

[平成25年度(2013年度)]

種別	開催回数	開催日・場所	審議内容
検討会	第1回	平成25年 4月16日(火) 市役所2-4会議室	・次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定並びに今後の子ども審議会の役割について
検討会	第2回	平成25年 6月28日(金) 市役所2-4会議室	・子ども審議会小委員会設置、スケジュールについて ・次世代育成支援行動計画等推進検討会部会設置、スケジュールについて ・宝塚市の現状について
検討会	第3回	平成25年 9月 4日(水) 上下水道局第一会議室	・ニーズ調査の実施について
部会	第1回	平成25年12月 9日(月) 13日(金) 勤労市民センター多目的活動室	・次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況について ・ニーズ調査結果(速報)について ・計画書の構成(案)について
部会	第2回	平成26年 1月17日(金) 上下水道局第一会議室	・次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況について ・ニーズ調査結果について
部会	第3回	平成26年 2月12日(水) 市役所2-3会議室	・次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況について ・ニーズ調査結果について
部会	第4回	平成26年 3月19日(水) 市役所2-3会議室	・ニーズ調査結果に基づくクロス集計分析について ・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
検討会	第4回	平成26年 3月20日(木) 市役所研修室	・第2次宝塚市次世代育成支援行動計画(前期計画)及び宝塚市子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況について ・子ども・子育て支援新制度に向けた各種運営基準、利用者負担の検討状況について

[平成26年度(2014年度)]

種別	開催回数	開催日・場所	審議内容
部会	第1回	平成26年 4月16日(水) 市役所2-3会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
部会	第2回	平成26年 5月14日(水) 市役所特別会議室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
部会	第3回	平成26年 6月13日(金) 市役所研修室	・子ども・子育て支援事業計画に定める区域、量の見込み及び確保方策について
部会	第4回	平成26年 7月22日(火) 市役所研修室	・第2次次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画骨格案について
検討会	第1回	平成26年 7月30日(水) 市役所研修室	・宝塚市次世代育成支援行動計画(宝塚市子ども・子育て支援事業計画)の計画案について
検討会	第2回	平成26年10月16日(木) 市役所研修室	・次世代育成支援行動計画(子ども・子育て支援事業計画)案に対する意見について ・その他の計画案の修正について

(5) 宝塚市子ども審議会委員名簿

(区分別五十音順・敬称略/平成26年4月30日現在)

区分		氏名	所属・役職名等	備考
知識経験者		いとう あつし 伊藤 篤	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授	会長
		そばがき かずや 側垣 一也	社会福祉法人三光事業団 総合施設長	副会長
		なすかわ ともこ 名須川 知子	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授	
市長が 適当と 認める 者	保育園代表	あきやま なおよし 秋山 直義	山本南保育園 園長	
	幼稚園(認定こども園) 児童の保護者	いけだ ゆうこ 池田 由子	雲雀丘学園幼稚園PTA	
	保育所児童の保護者会 代表	いまふく ふみよ 今福 章代	宝塚市保育所保護者会連絡会 事務局長	
	家庭教育関係者	えもり のりこ 江守 典子	宝塚市社会教育委員の会議 議長	
	教育関係者 (学校教育)	くらじょう としふみ 蔵城 俊文	市立長尾南小学校 校長	
	青少年関係者	こがき よしこ 小垣 佳子	宝塚市青少年補導委員連絡協議会 副会長	
	在宅乳幼児の保護者	しんじょう めぐみ 新城 恵巳	親子育てグループ(さくらの小径)	
	就学後児童保護者	たむら のりこ 田村 紀子	宝塚市PTA協議会 総務	
	幼稚園代表	なかむら のぶよし 中村 信義	花屋敷幼稚園 園長	
	社会福祉協議会 (地域福祉)	のした まさひろ 埜下 昌宏	宝塚市社会福祉協議会 企画課 課長	
	経済団体(事業主)	はぎわら かずお 萩原 一男	萩原社会保険労務士事務所 所長	
	民生・児童委員 (地域福祉)	ふくずみ みす 福住 美壽	民生委員・児童委員連合会 常任理事	
	母子保健関係者	やぶうち えつこ 藪内 悦子	宝塚市助産師会 会長	
公募による市民		いこま ゆかり 生駒 由香里		
		すがい もとこ 菅井 元子		
		みねもと のぶお 峯本 展夫		
臨時 委員	障がい者団体代表	うちだ なお 内田 奈緒	宝塚市肢体不自由児者父母の会	
	労働関係者	かじかわ みさお 梶川 美佐男	自治労兵庫県本部 阪神淡路ブロック共闘会議書記	

(6) 宝塚市子ども審議会小委員会委員名簿

(区分別五十音順・敬称略／平成26年4月30日現在)

区分		氏名	所属・役職名等	備考
知識経験者		いとう あつし 伊藤 篤	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授	
		そばがき かずや 側垣 一也	社会福祉法人三光事業団 総合施設長	委員長
		なすかわ ともこ 名須川 知子	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授	
市長が 適当と 認める 者	保育園代表	あきやま なおよし 秋山 直義	山本南保育園 園長	
	幼稚園(認定こども園) 児童の保護者	いけだ ゆうこ 池田 由子	雲雀丘学園幼稚園PTA	
	保育所児童の保護者会 代表	いまふく ふみよ 今福 章代	宝塚市保育所保護者会連絡会 事務局長	
	家庭教育関係者	えもり のりこ 江守 典子	宝塚市社会教育委員の会議 議長	
	在宅乳幼児の保護者	しんじょう めぐみ 新城 恵巳	親子育てグループ(さくらの小径)	
	就学後児童保護者	たむら のりこ 田村 紀子	宝塚市PTA協議会 総務	
	幼稚園代表	なかむら のぶよし 中村 信義	花屋敷幼稚園 園長	
公募による市民		すがい もとこ 菅井 元子		
臨時 委員	障がい者団体代表	うちだ なお 内田 奈緒	宝塚市肢体不自由児者父母の会	
	労働関係者	かじかわ みさお 梶川 美佐男	自治労兵庫県本部 阪神淡路ブロック共闘会議書記	

2. 宝塚市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

～ 子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査結果より抜粋 ～

本資料の見方

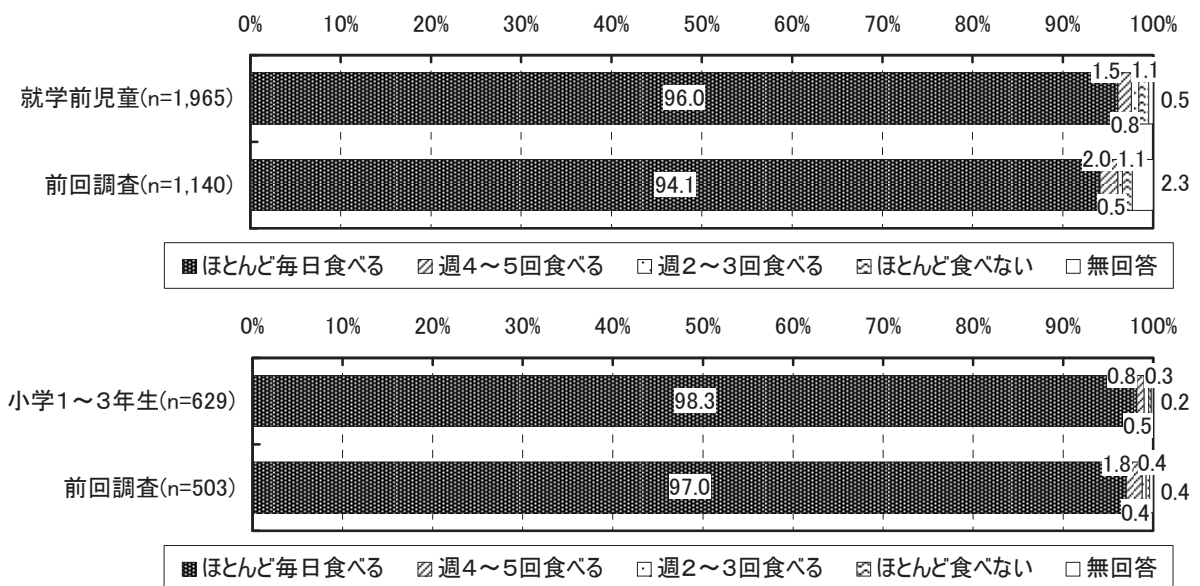
※アンケート調査結果における各設問の母数 n (Number of caseの略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

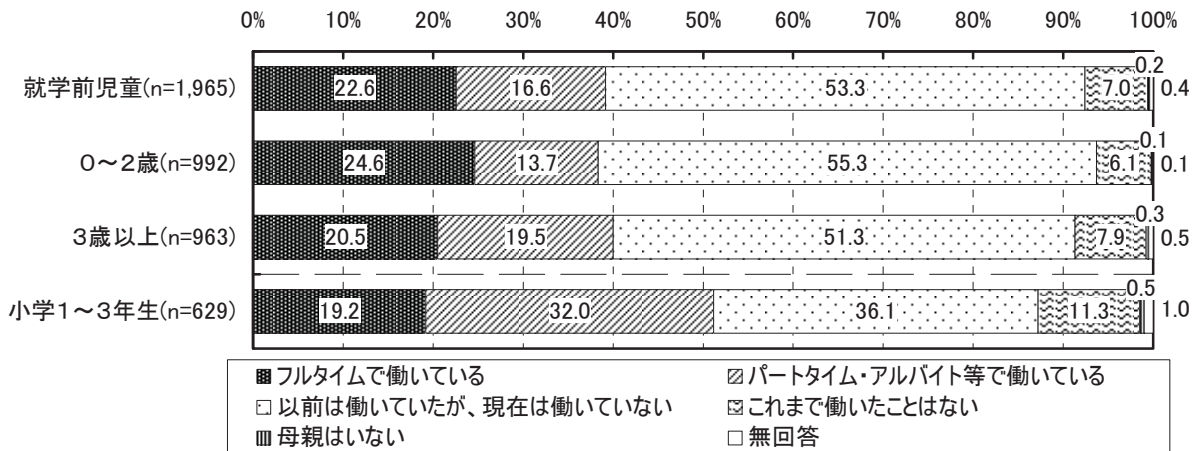
保護者に対する調査の結果

◆お子さんは、朝食を食べていますか。(1つ選んで○)

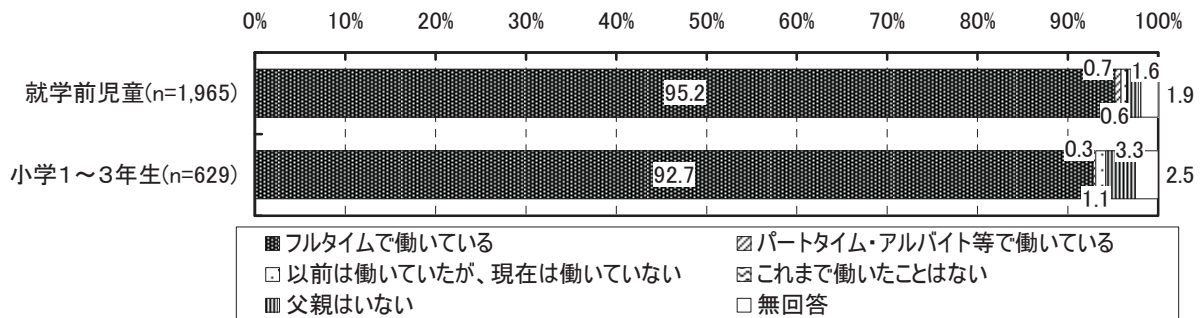


◆保護者の方の、現在の就労状況（自営業等も含む）をお答えください。

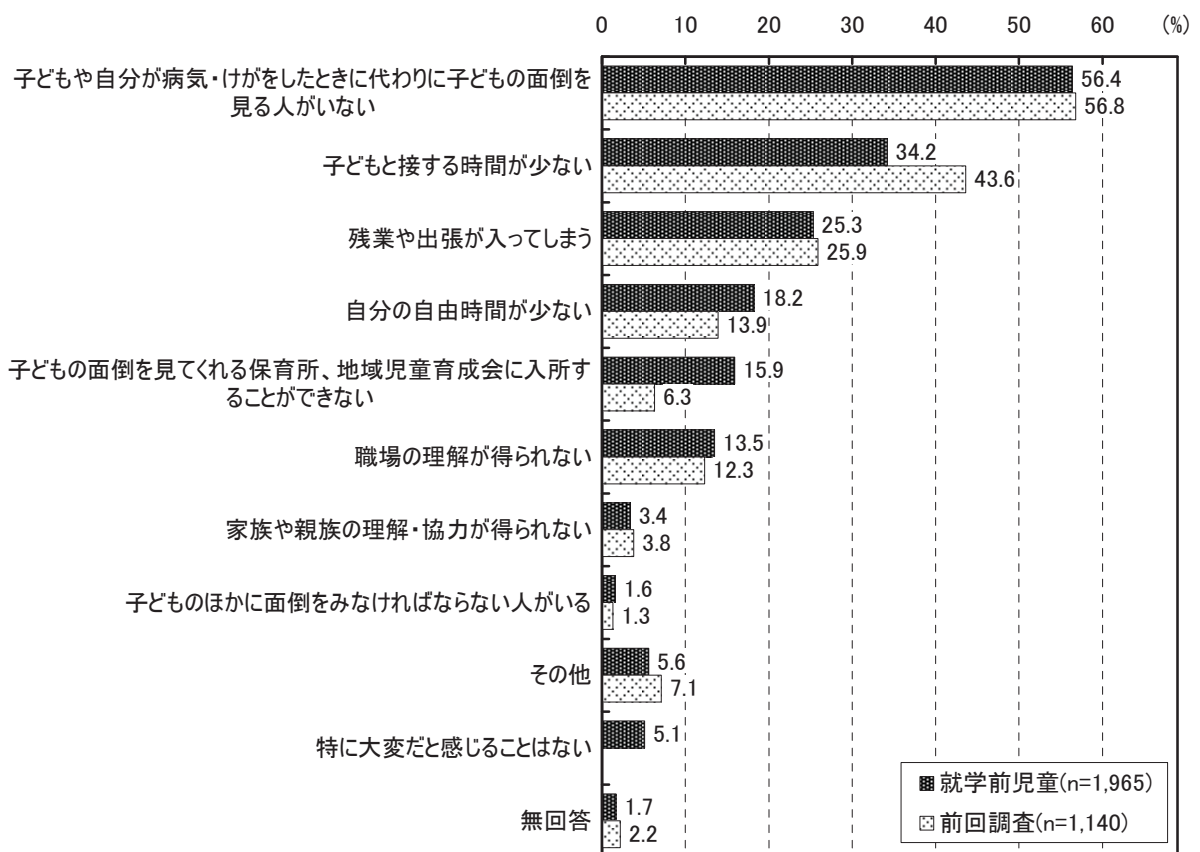
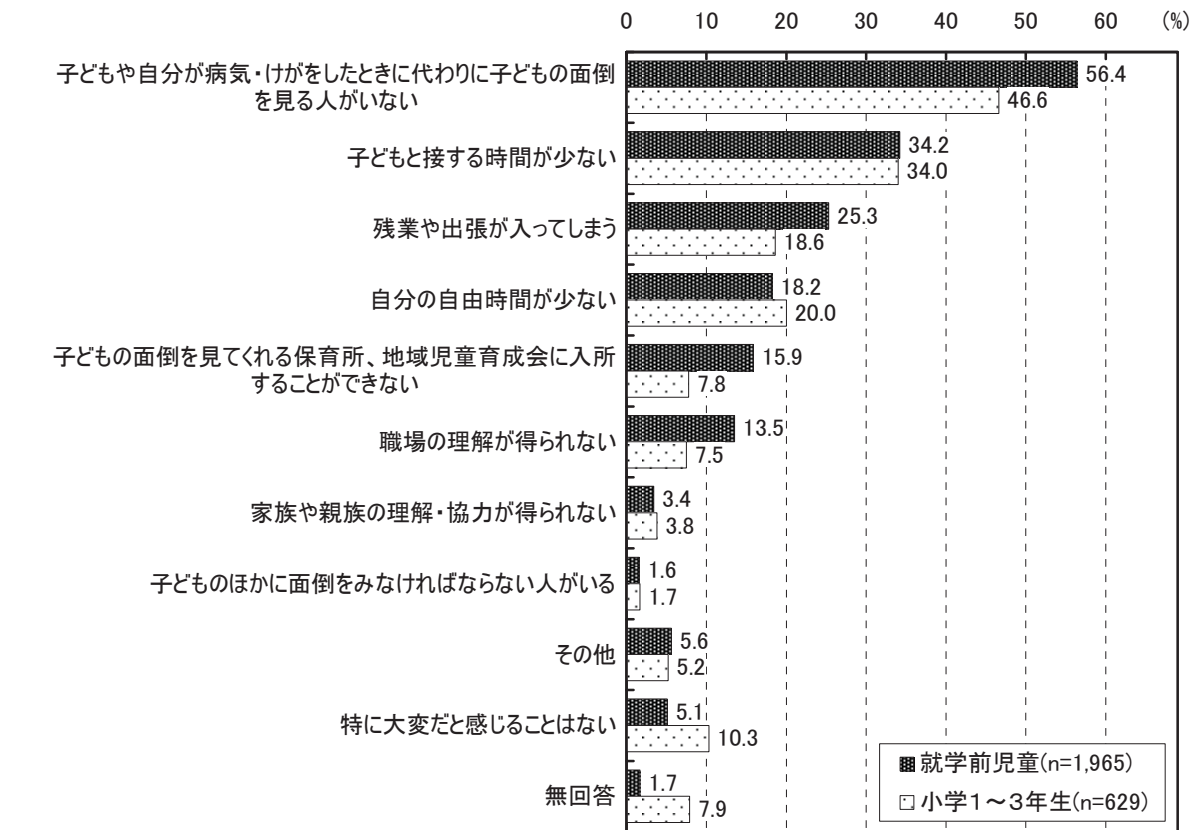
お子さんの母親



お子さんの父親

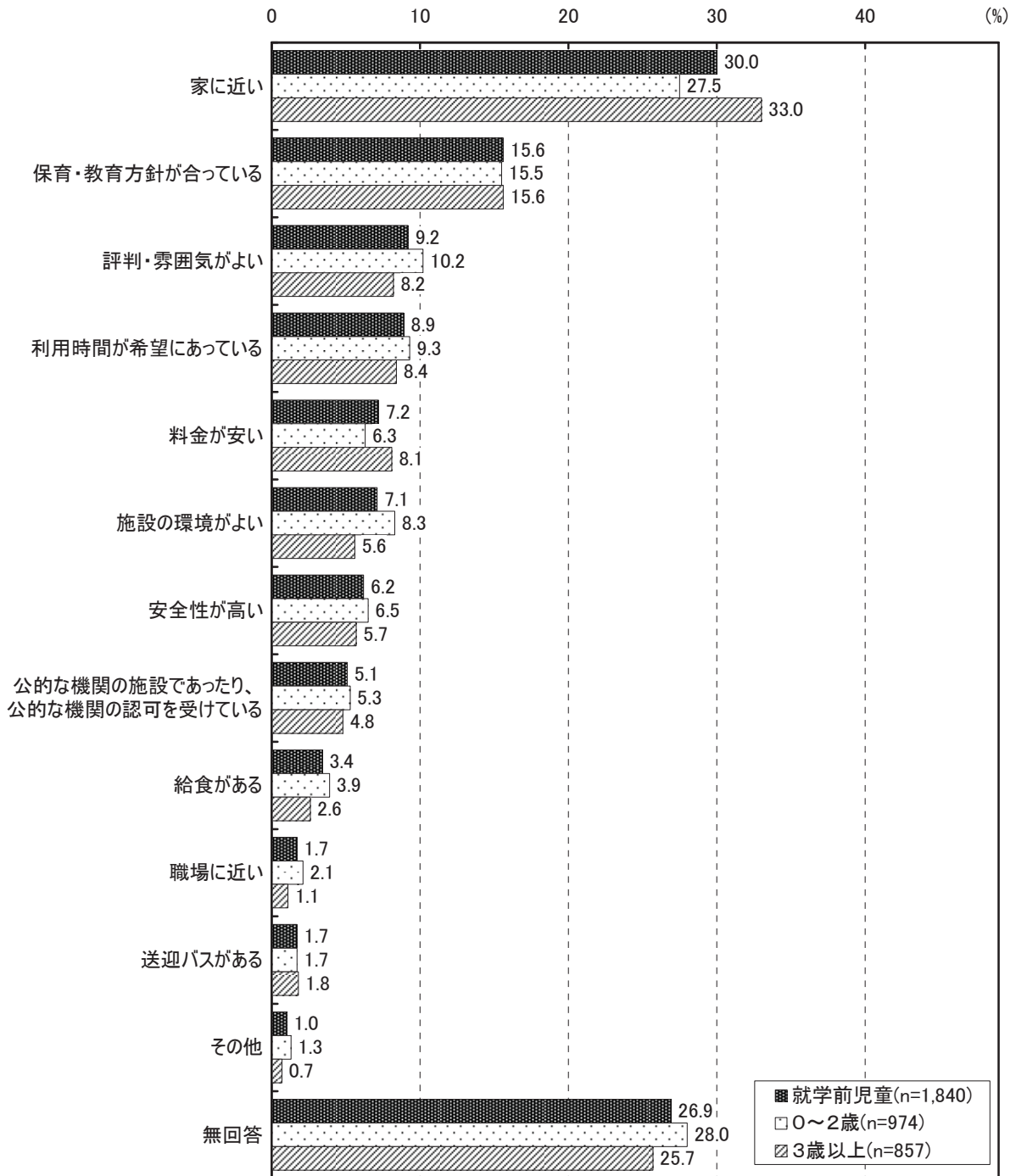


◆仕事と子育ての両立についておたずねします。仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか。(2つまで選んで○)



何らかの教育・保育サービスなどの利用を希望されている方におたずねします。

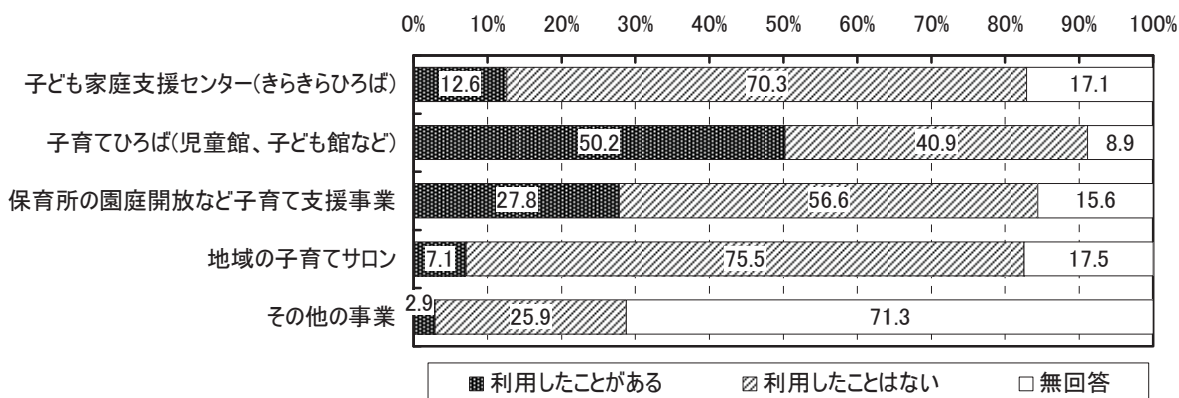
◆教育・保育サービスなどを選ぶときに何を最も重視しますか。(主なものを1つ選んで○)



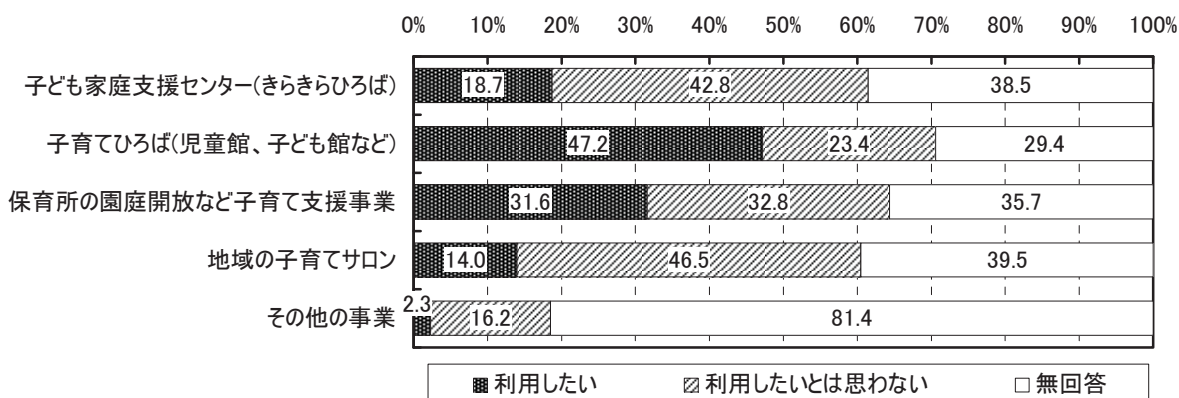
※複数の選択肢を選ぶ人が多く、複数回答扱いに処理を変更した。

◆宝塚市では、親子で集える場、保護者どうしの交流や学習活動、子育てに関する情報提供などを行う場が開設されています。あなたは利用（参加）したことがありますか。また、今後についてはどのようにお考えですか。施設・事業ごとに利用経験の有無と回数、今後の利用希望についてお答えください。

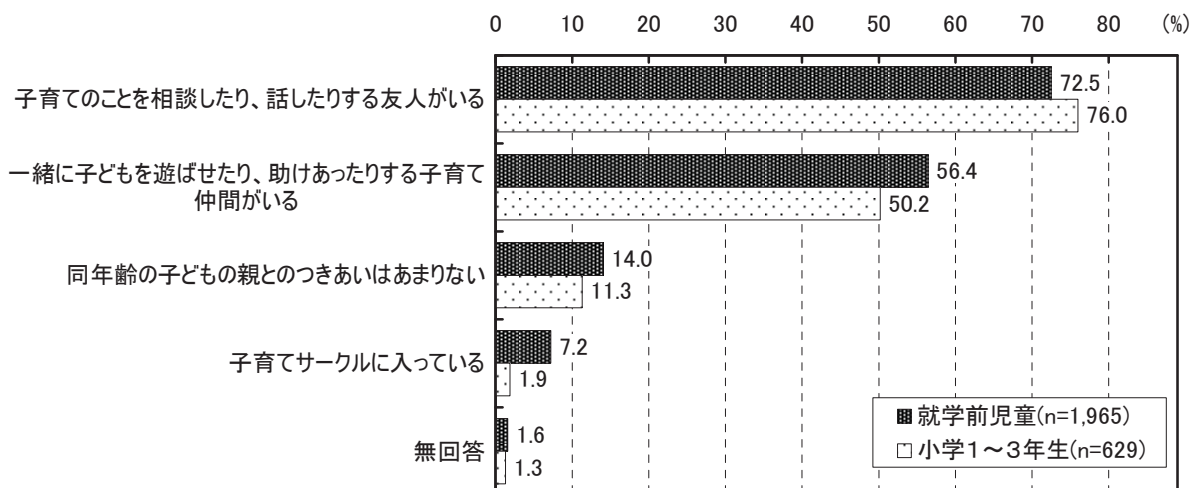
子育て支援事業の利用状況（就学前児童、n=1,965）



子育て支援事業の利用希望（就学前児童、n=1,965）

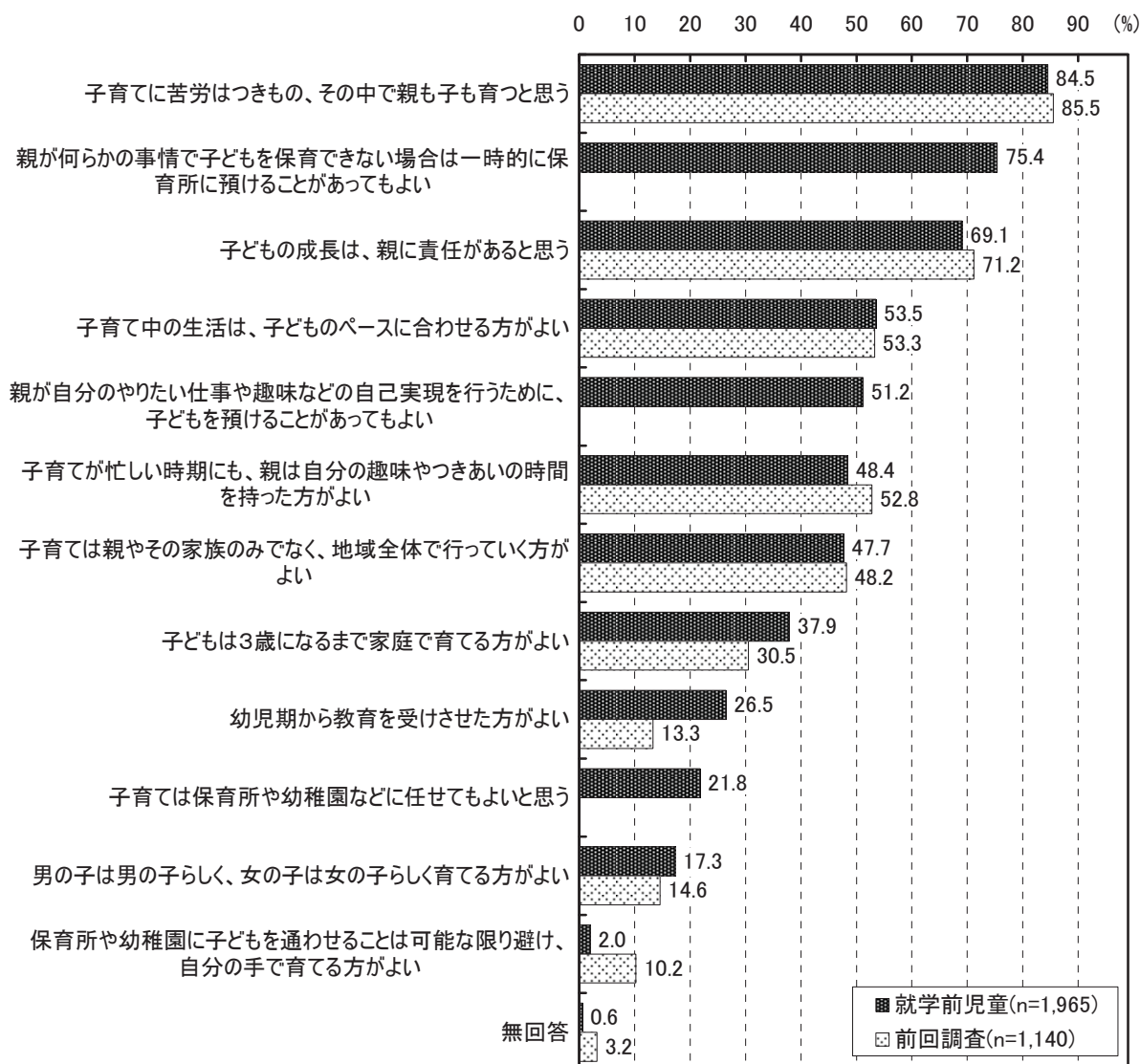


◆あなたは、同じくらいの子どもを持つ親どうしのつきあい、育児グループ等の子育て支援仲間がいますか。（あてはまるものをすべて選んで○）



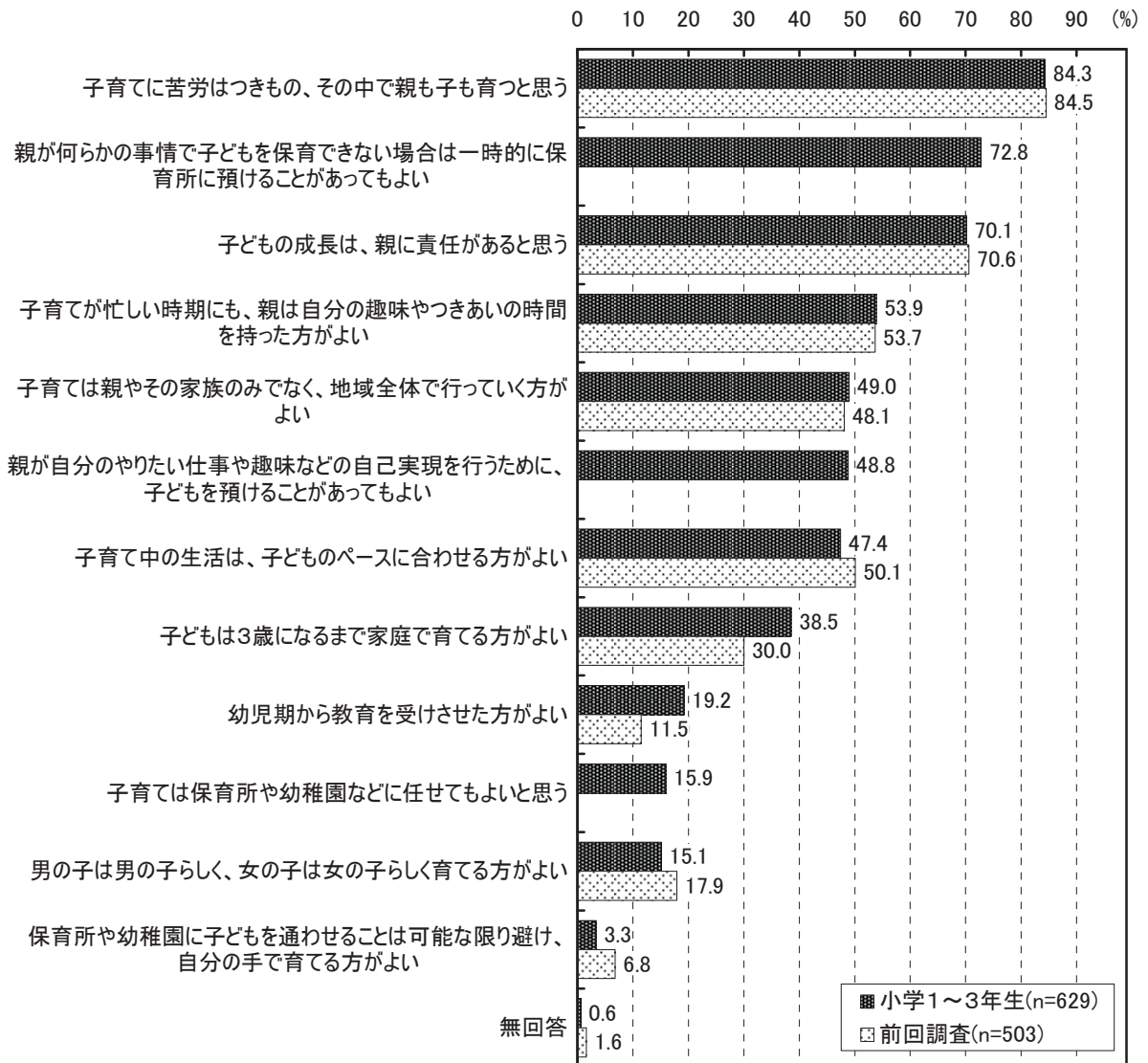
◆子育てに関してあなたはどのようにお考えですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

就学前児童の保護者



※前回調査の結果は比較可能な選択肢のみ紹介している。

小学1～3年生の保護者

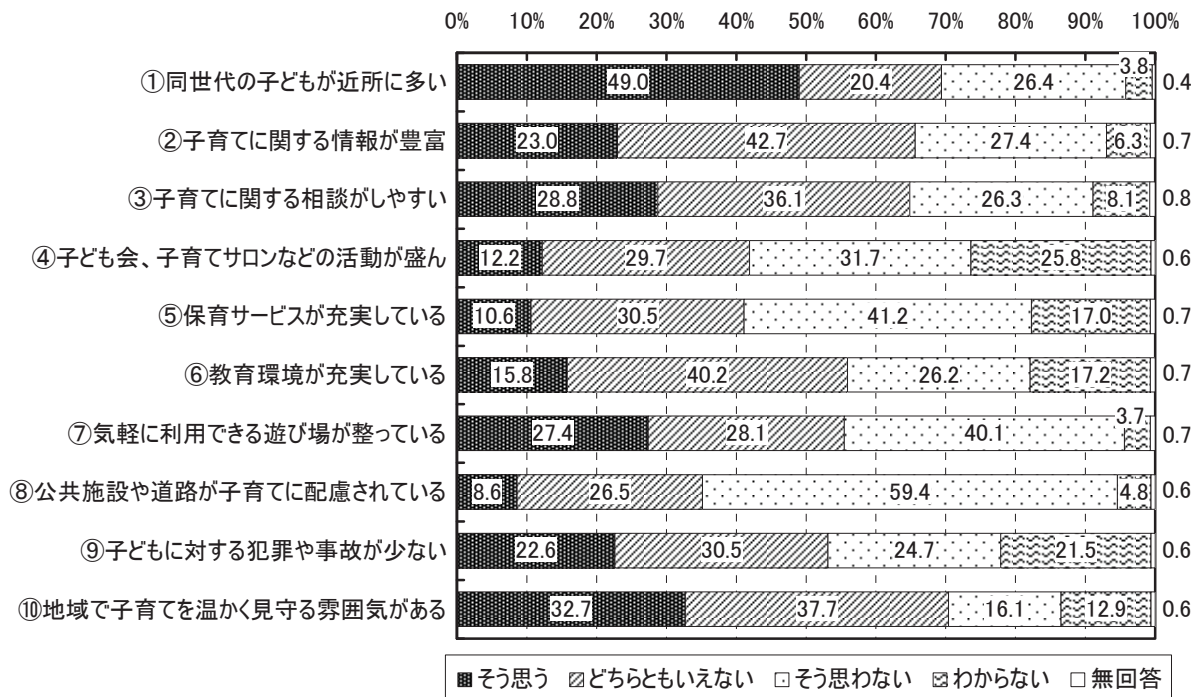


※前回調査の結果は比較可能な選択肢のみ紹介している。

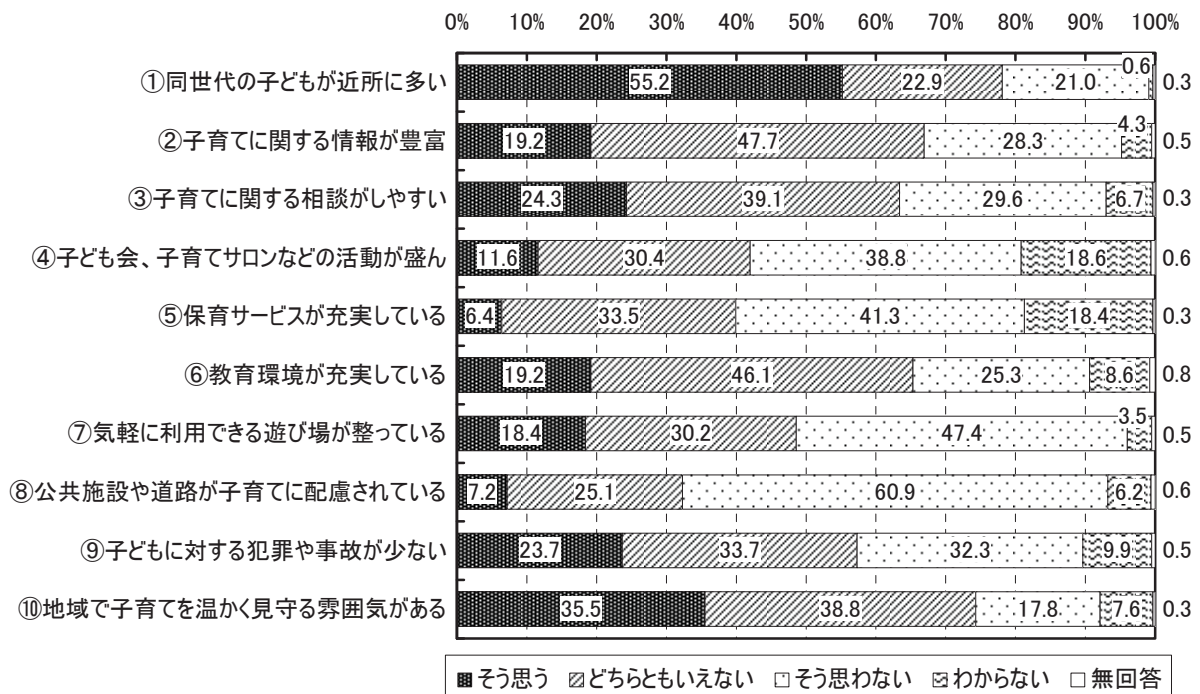
◆お住まいの地域の子育て環境について、日頃どのように感じですか。

(①～⑩のそれぞれについて、あてはまるものを1つ選んで○)

就学前児童の保護者 (n=1,965)

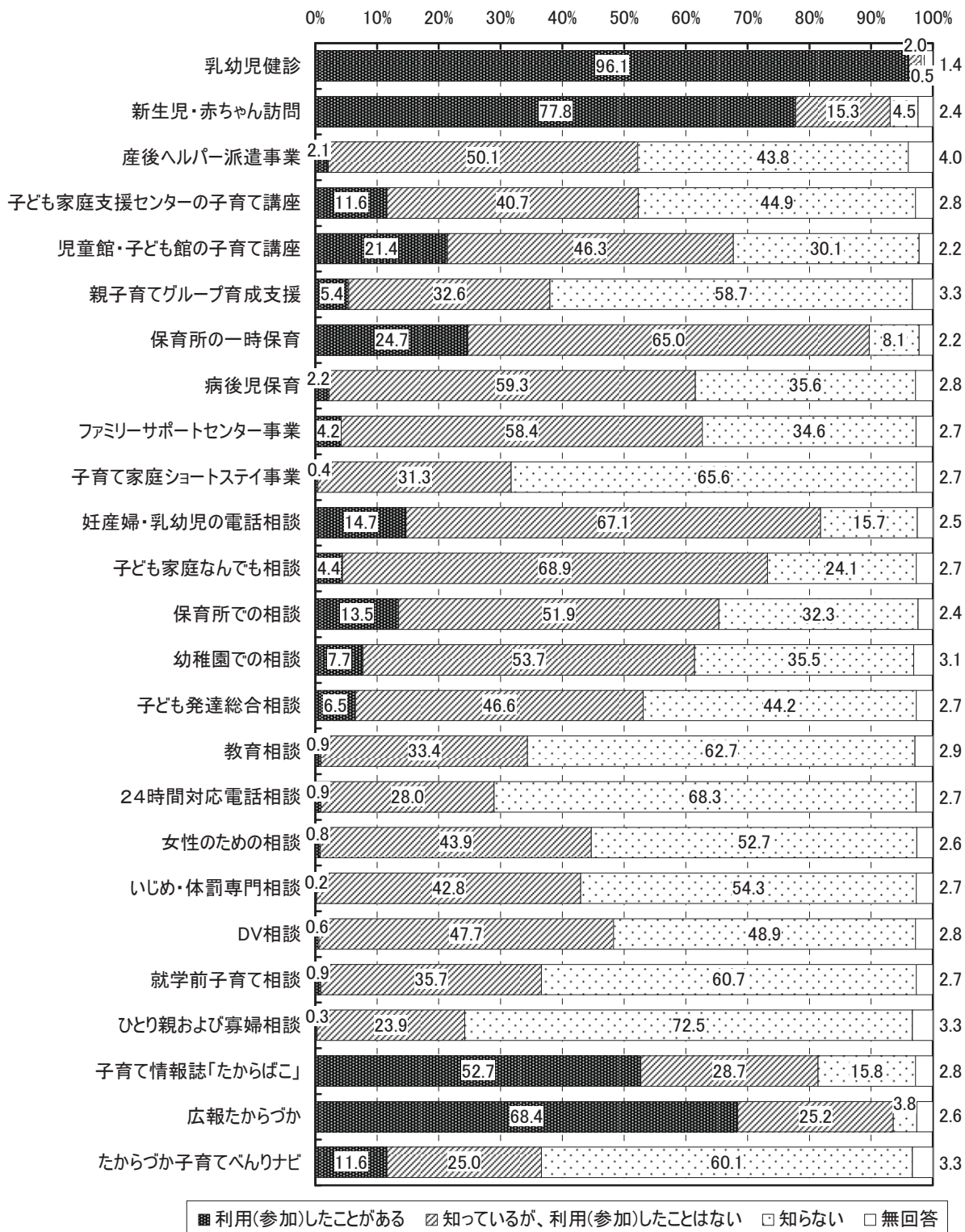


小学1～3年生の保護者 (n=629)

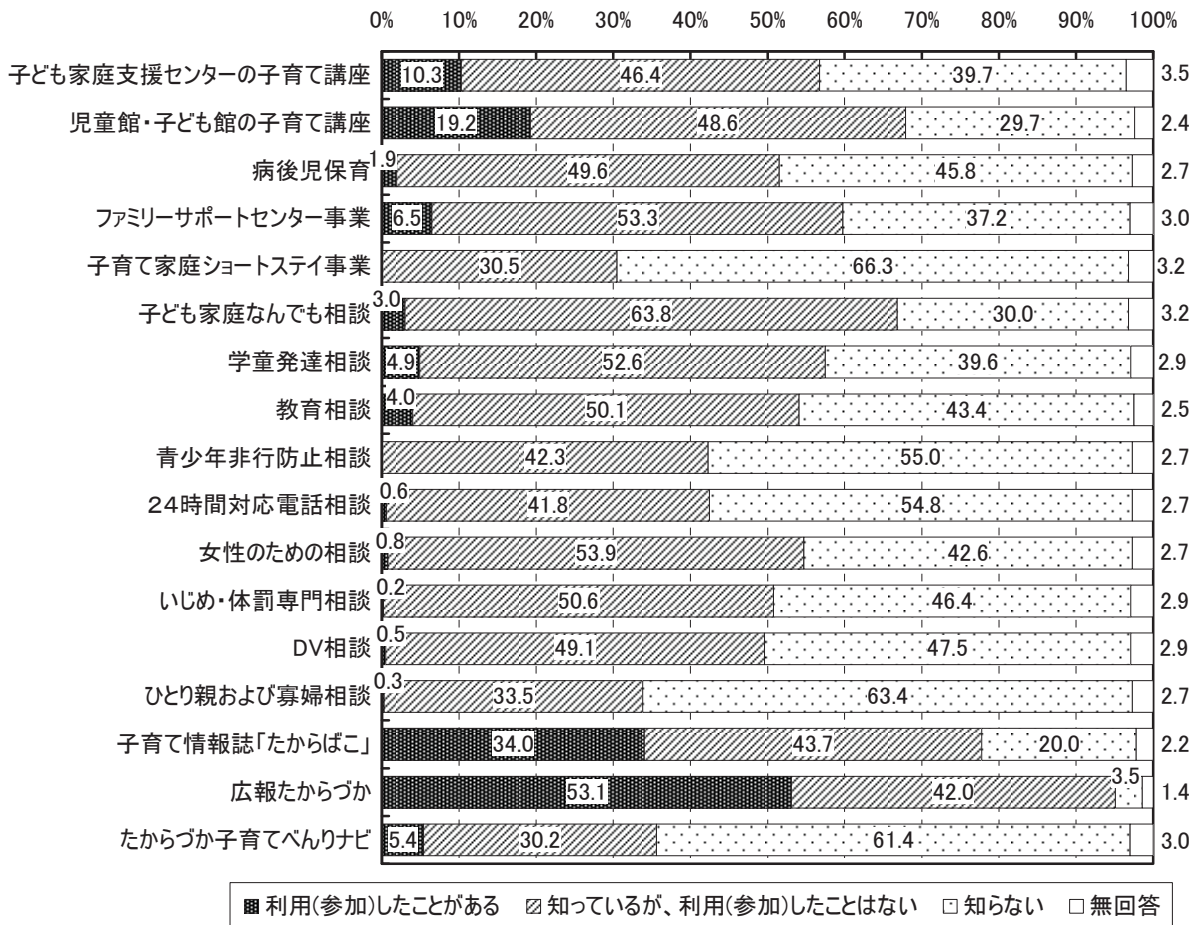


◆次のサービスについて知っていますか。また、これまでに利用（参加）したことはありますか。利用（参加）したことがある方は、満足度もお選びください。サービスのすべてについて、あてはまるものを選んで○をつけてください。

就学前児童の保護者：サービスの周知度・利用(参加)状況 (n=1,965)

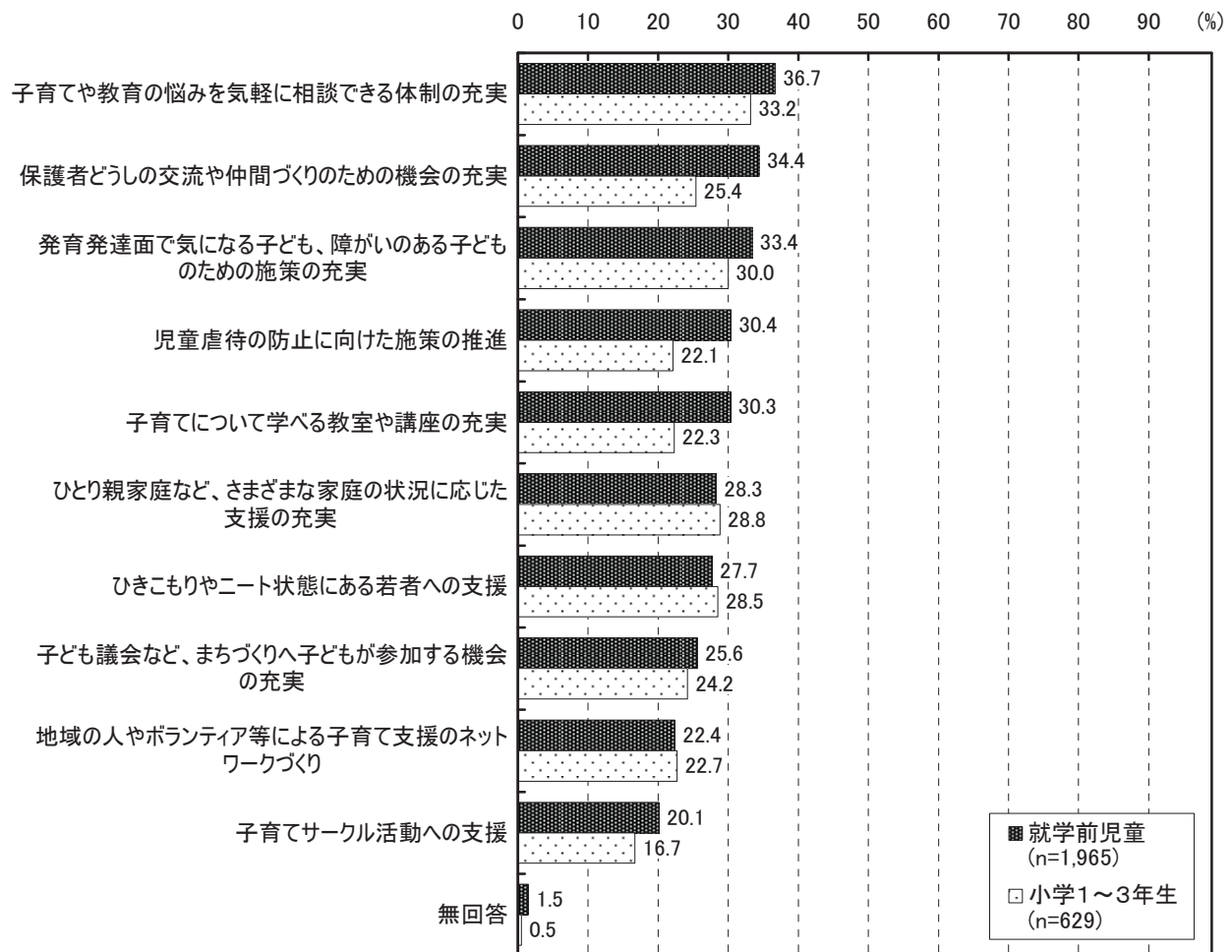


小学1～3年生の保護者：サービスの周知度・利用(参加)状況 (n=629)



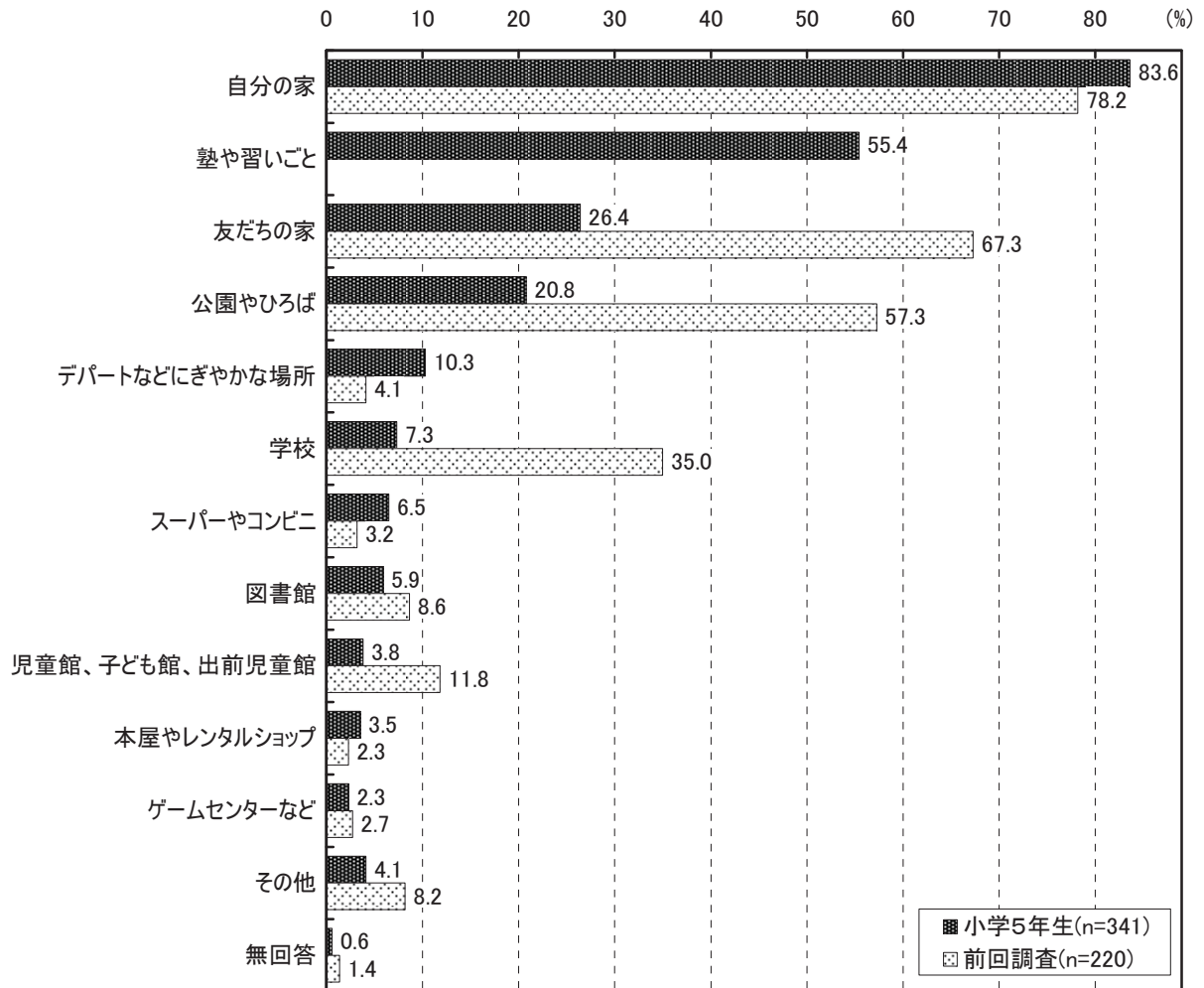
◆子育て支援において、必要と思われるものすべてに○をつけてください。
項目別にAからEに分けていますが、どの項目から選んでいただいても結構です。





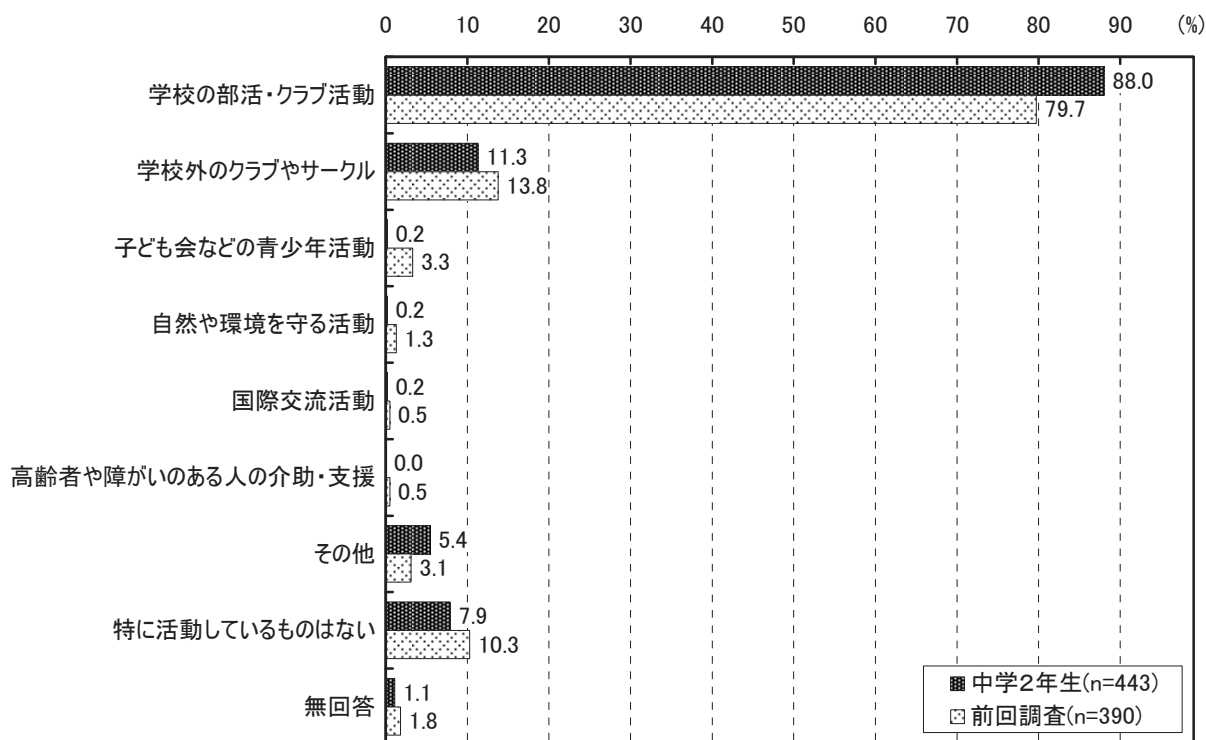
児童生徒本人に対する調査の結果

◆あなたは、放課後（学校がおわったあと）や学校が休みのときに、どこにすることが多いですか。よくあてはまる番号を3つまでえらんで○でかこんでください。

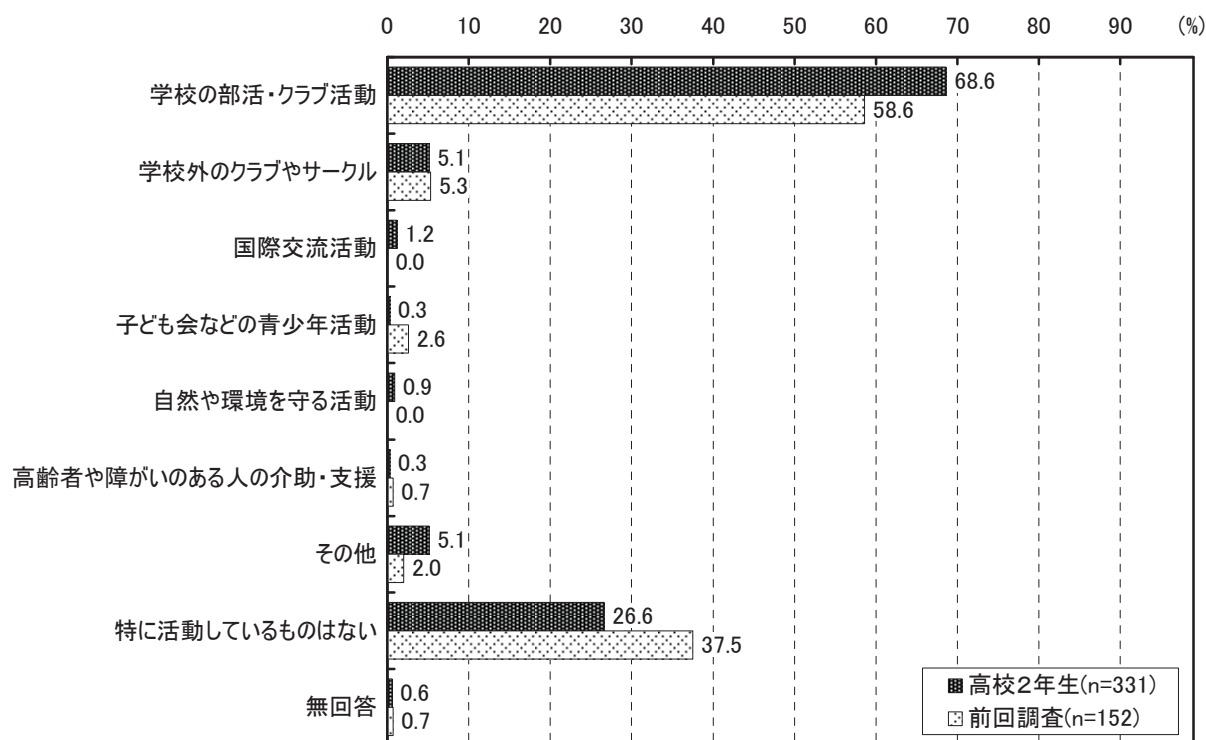


◆あなたは放課後や休日にどんな活動をしていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

中学2年生

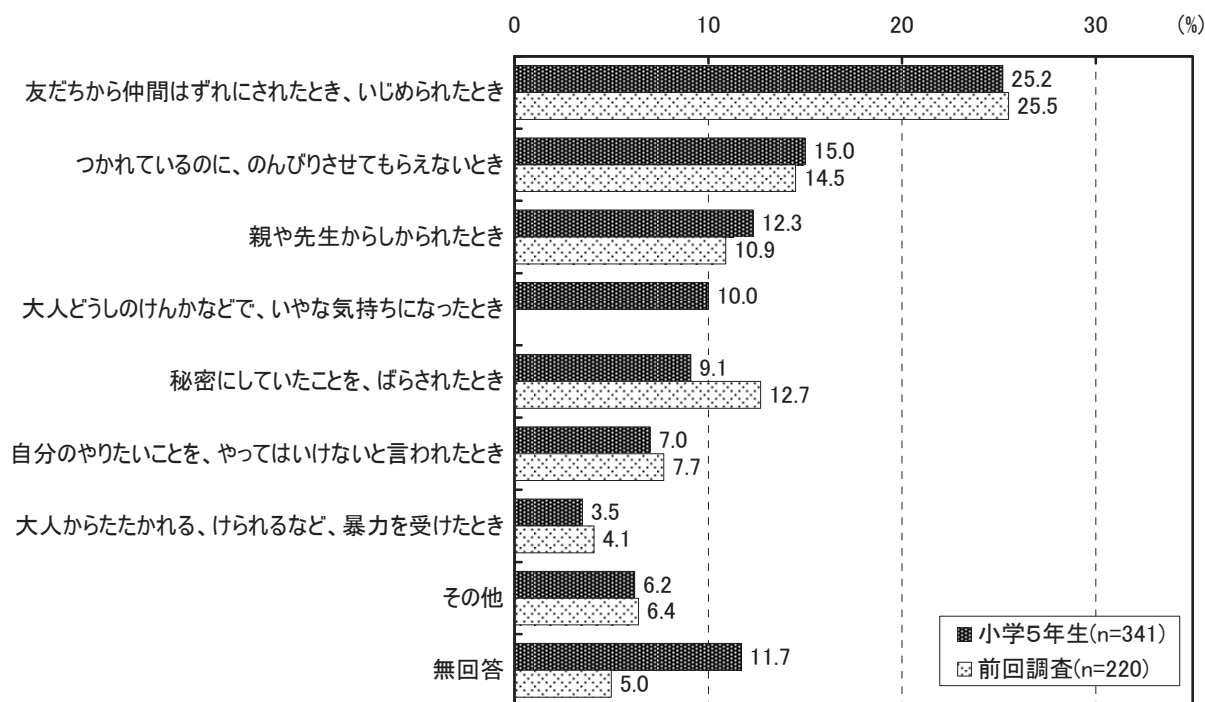


高校2年生

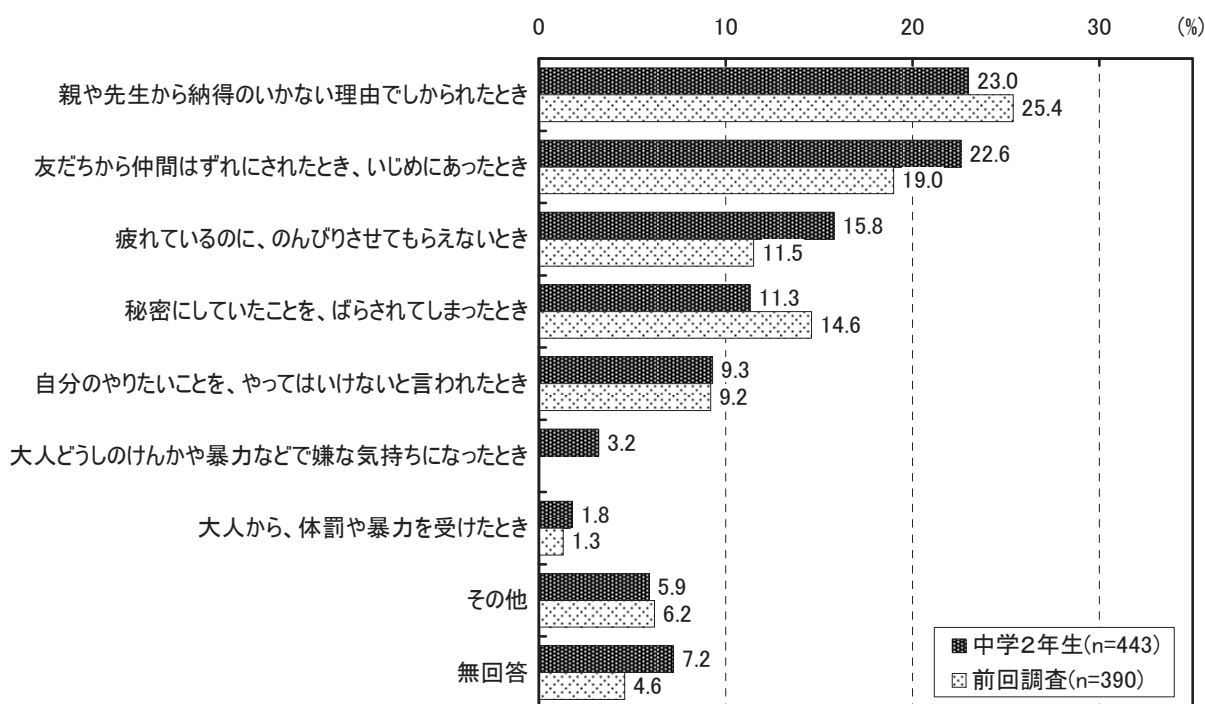


◆あなたが今までで“一番つらい”と思ったのはどんなときですか。(1つ選んで○)

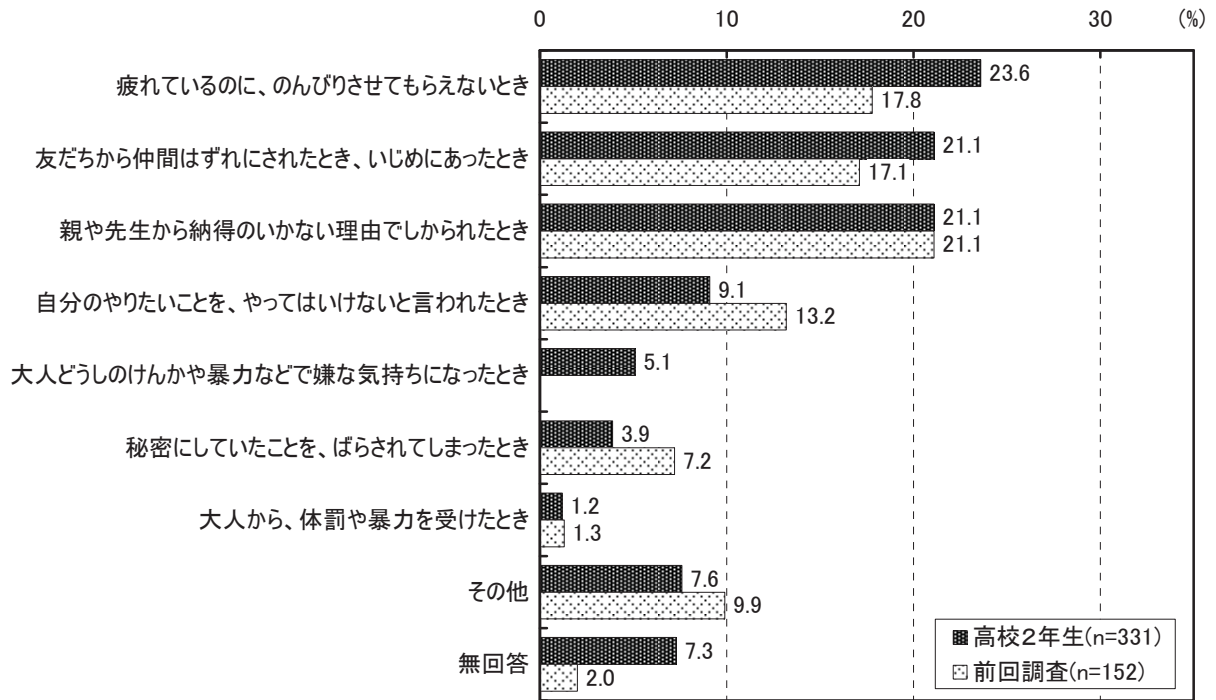
小学5年生



中学2年生

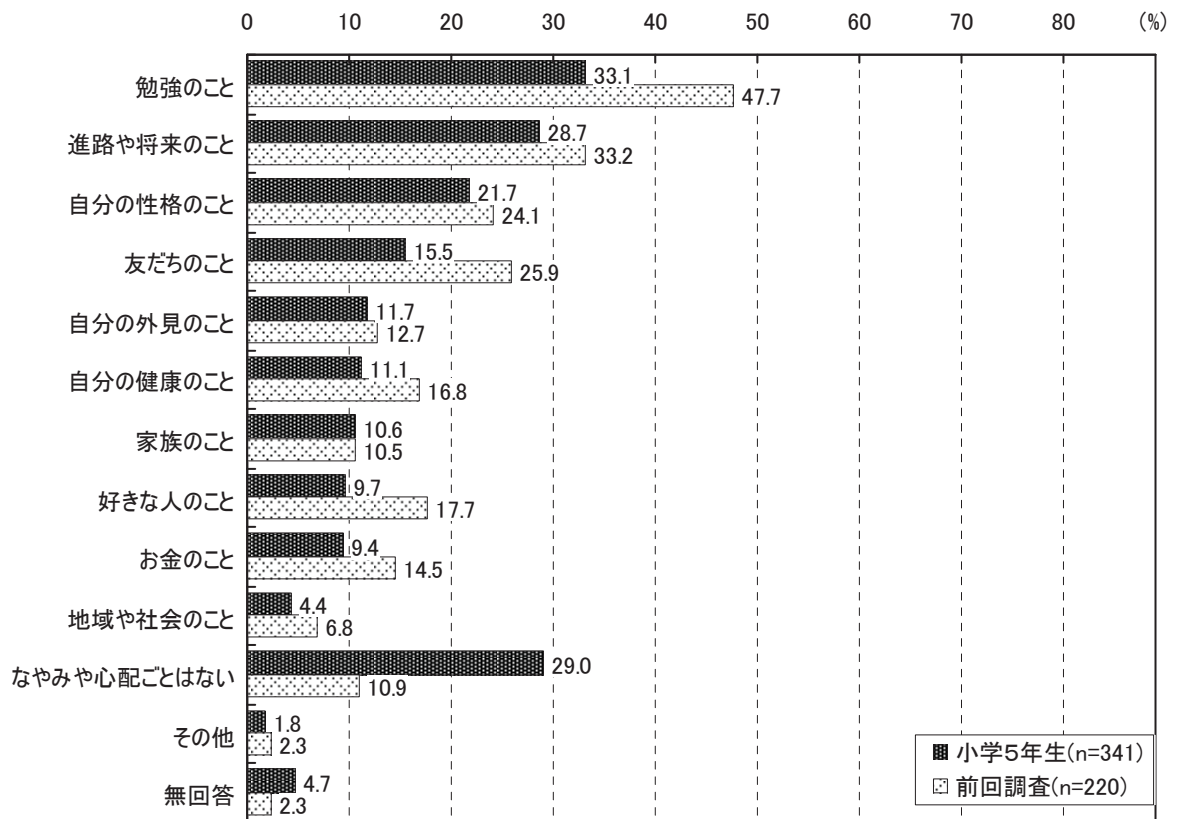


高校2年生

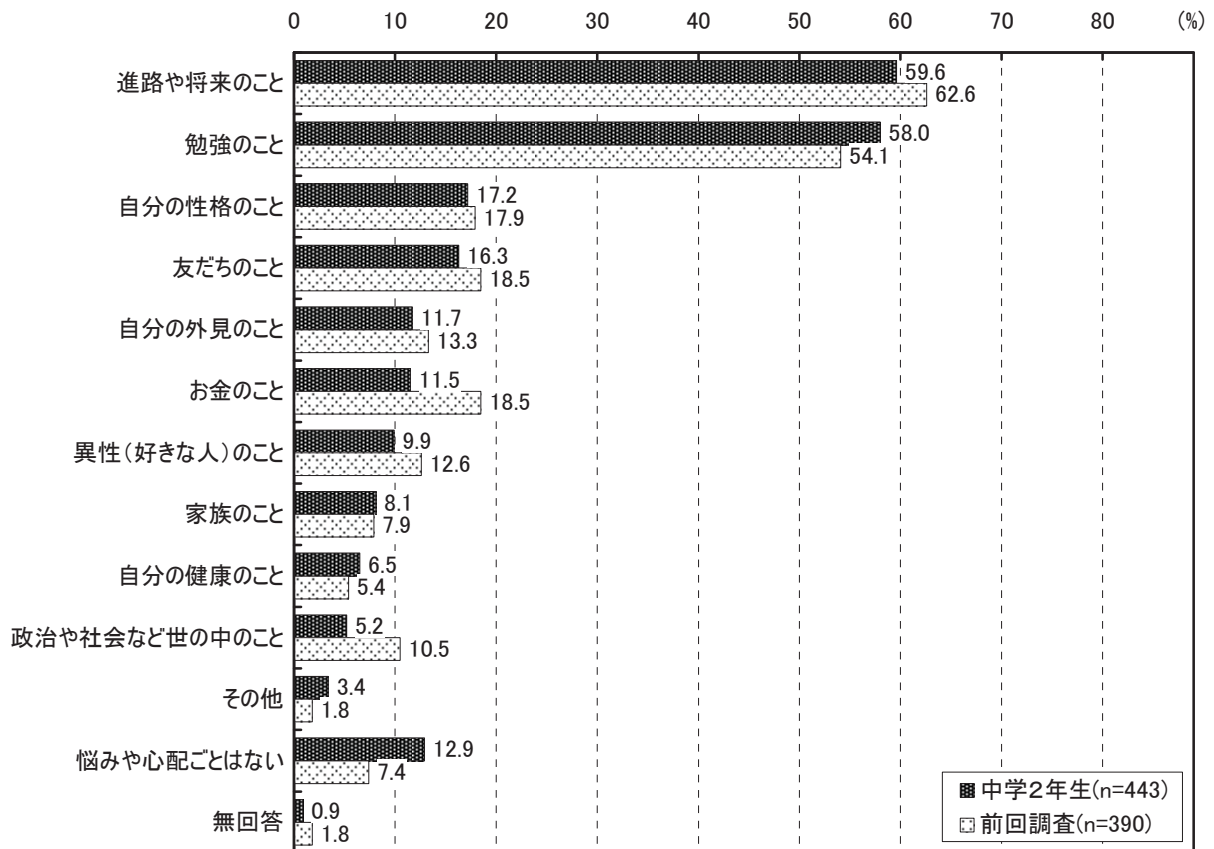


◆あなたは、今、悩みや心配ごとがありますか。(主なものを3つまで選んで○)

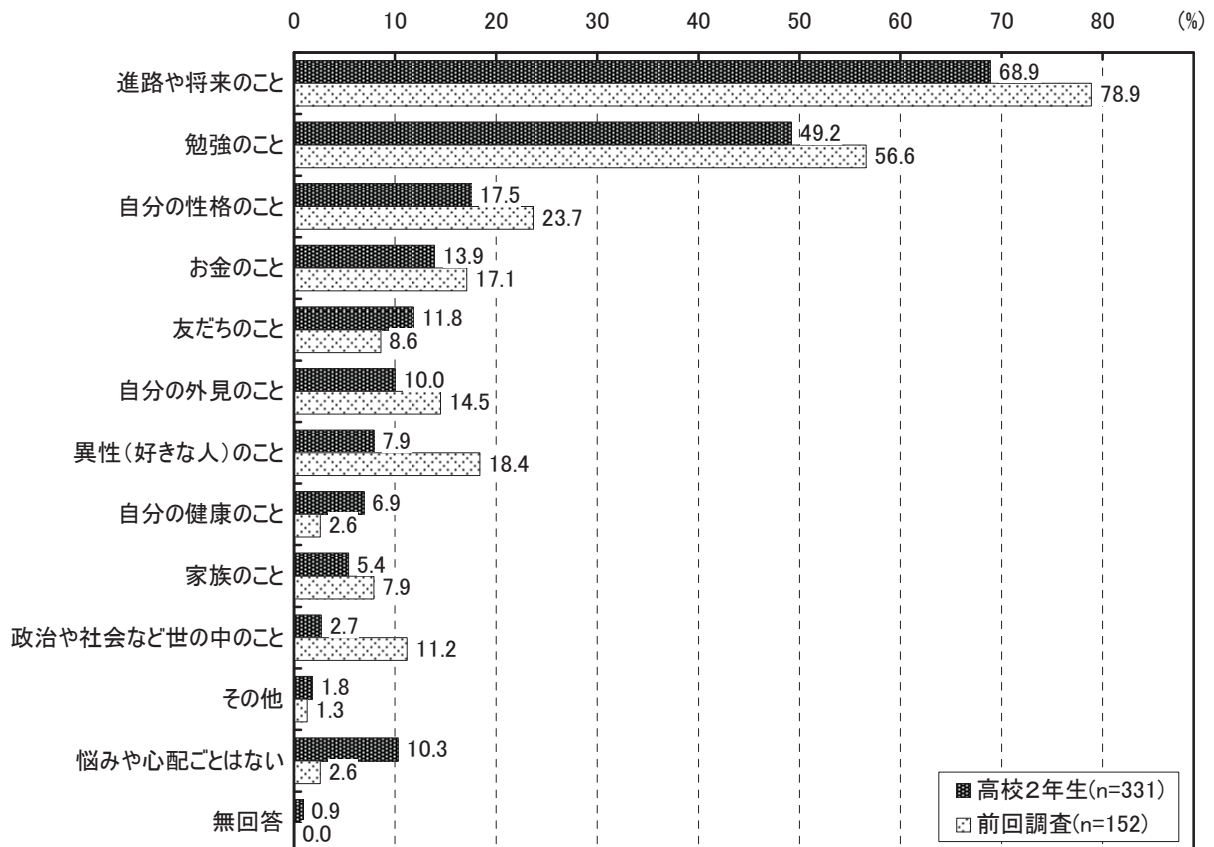
小学5年生



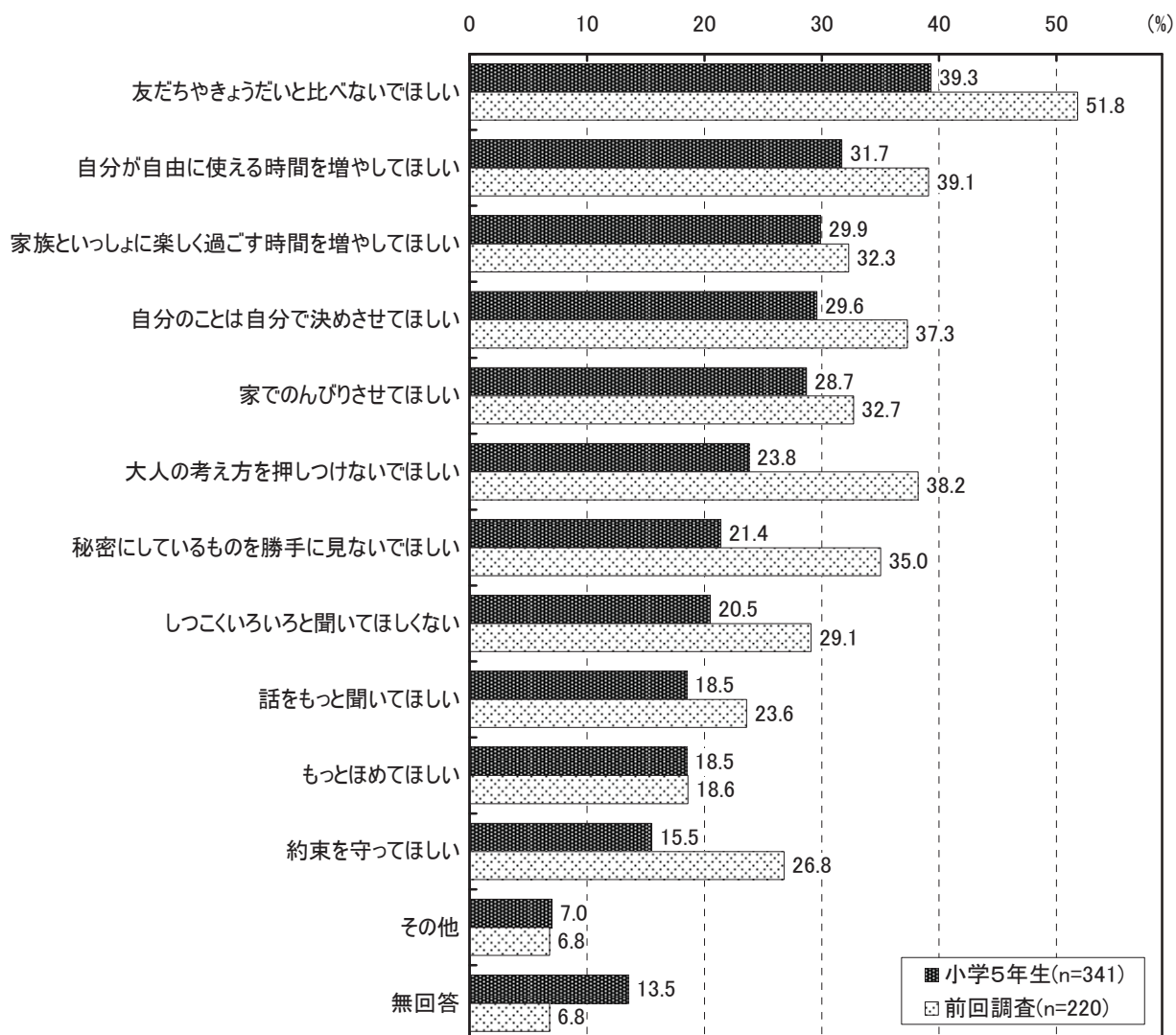
中学2年生



高校2年生

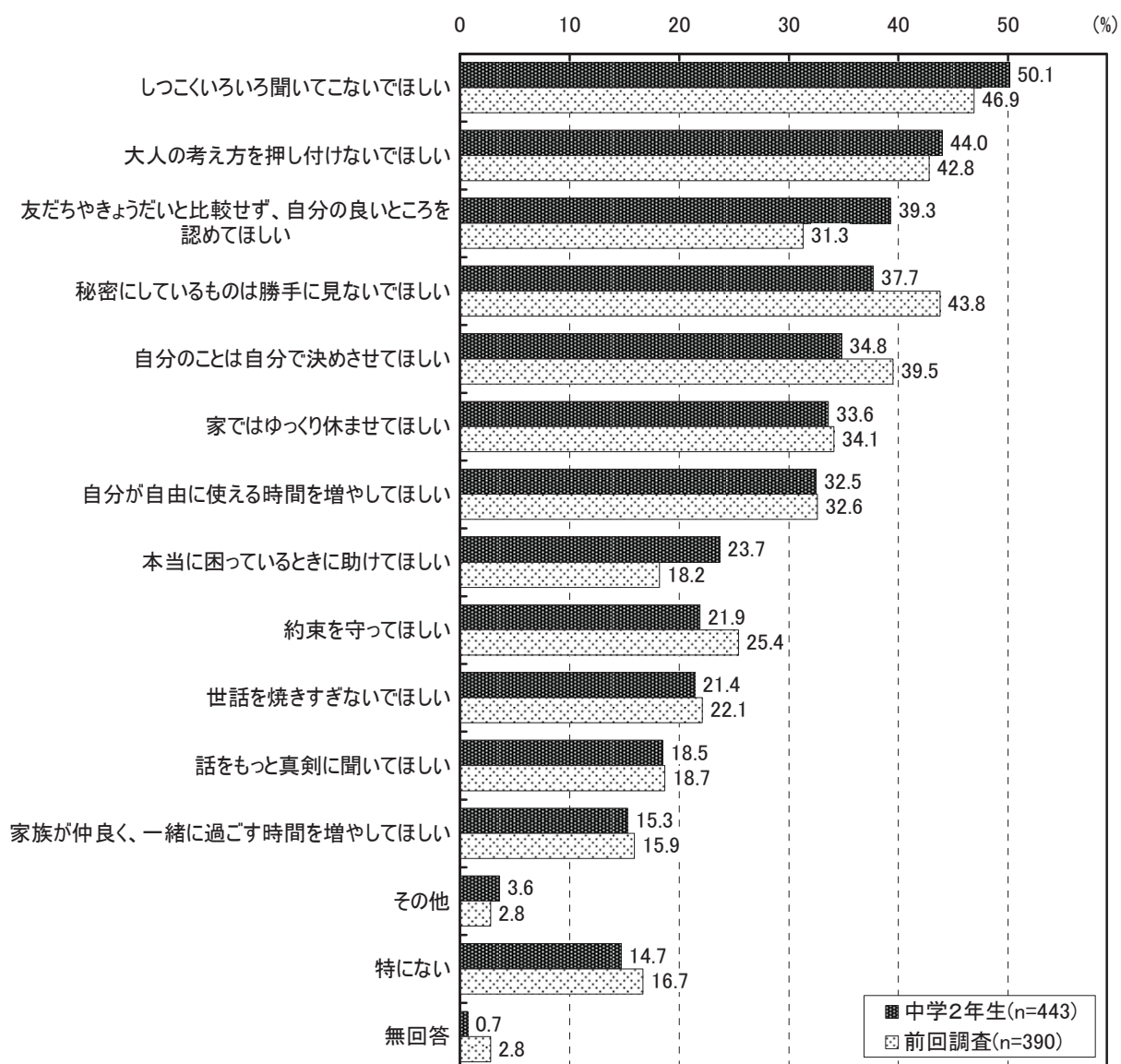


◆あなたといっしょに住んでいる人に、「あなたがしてほしいな」と思うことはどんなことですか。あてはまる番号をすべてえらんで○でかこんでください。

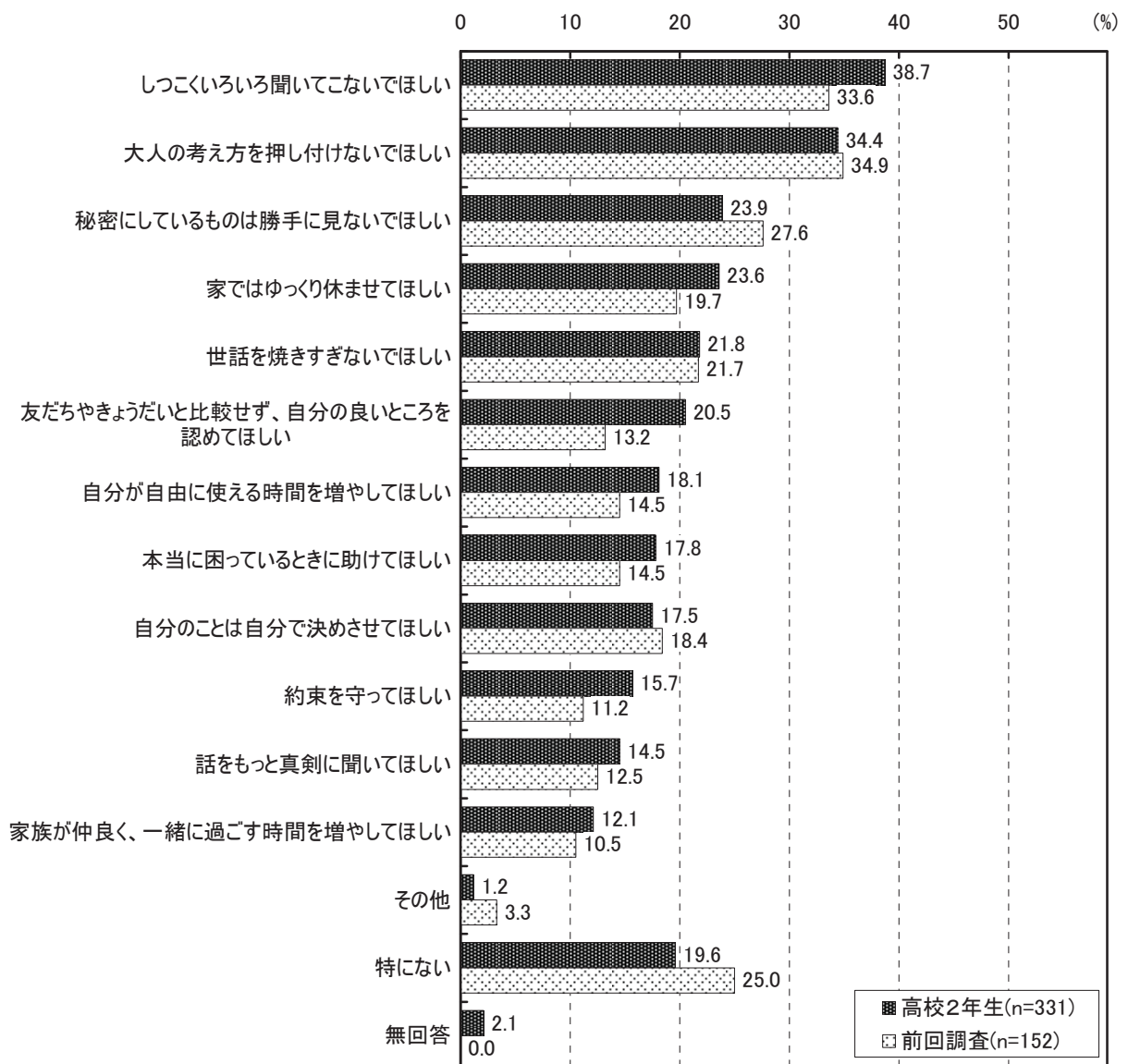


◆次の中から、あなたが一緒に住んでいる大人にしてほしいと思うことを、すべて選んで○をつけてください。

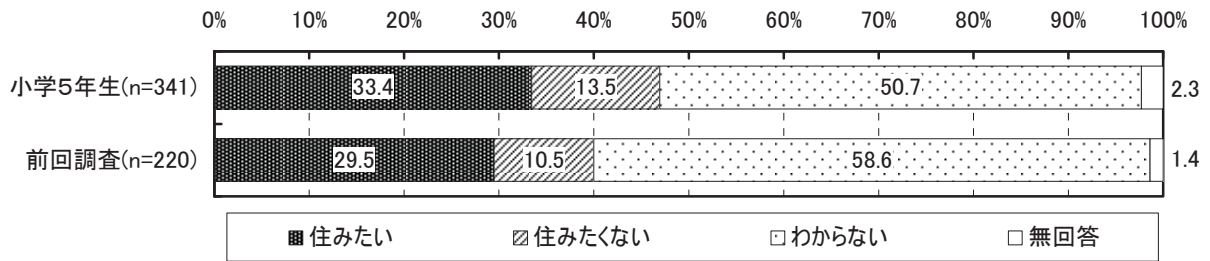
中学2年生



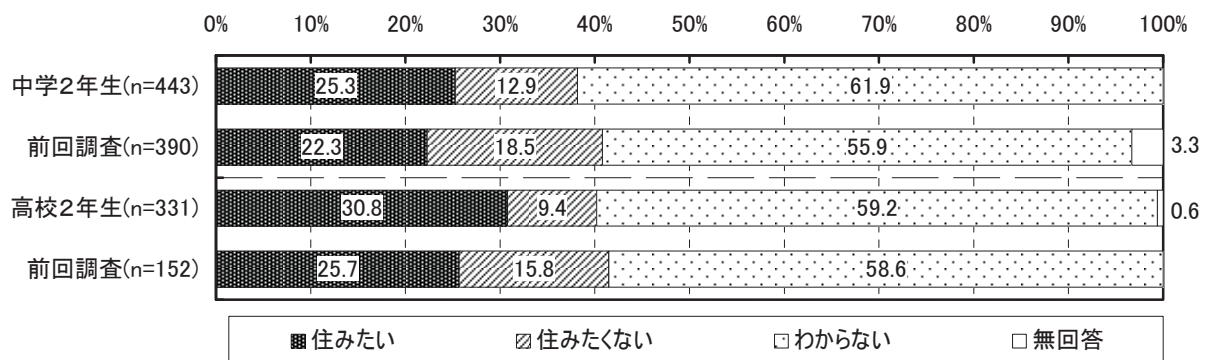
高校2年生



◆あなたは、大きくなってからも宝塚市に住みたいですか。あてはまる番号を1つだけえらんで○をかこんでください。

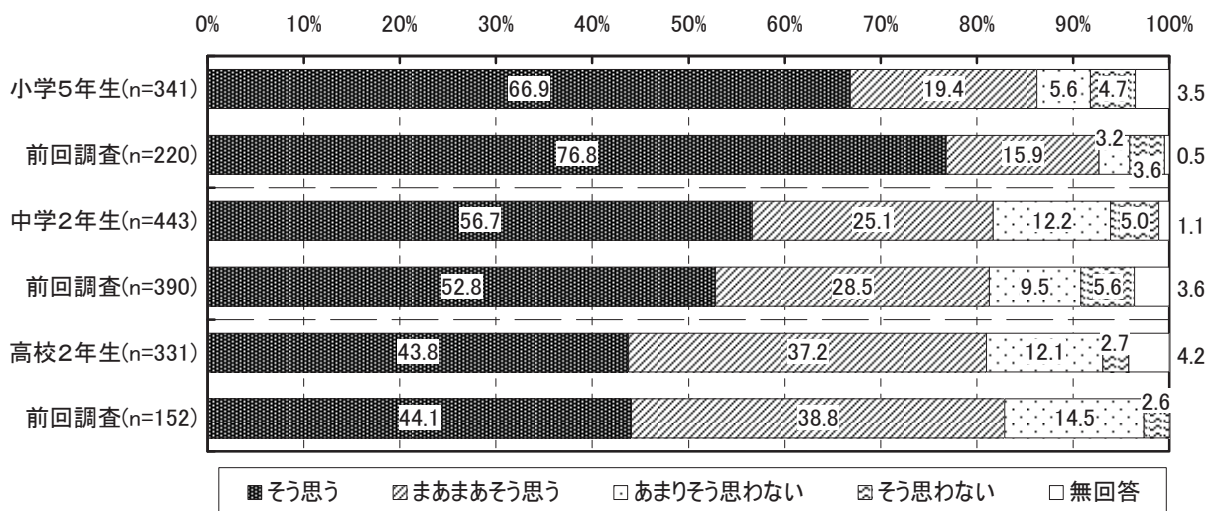


◆将来、あなたは宝塚市に住みたいですか。(1つ選んで○)

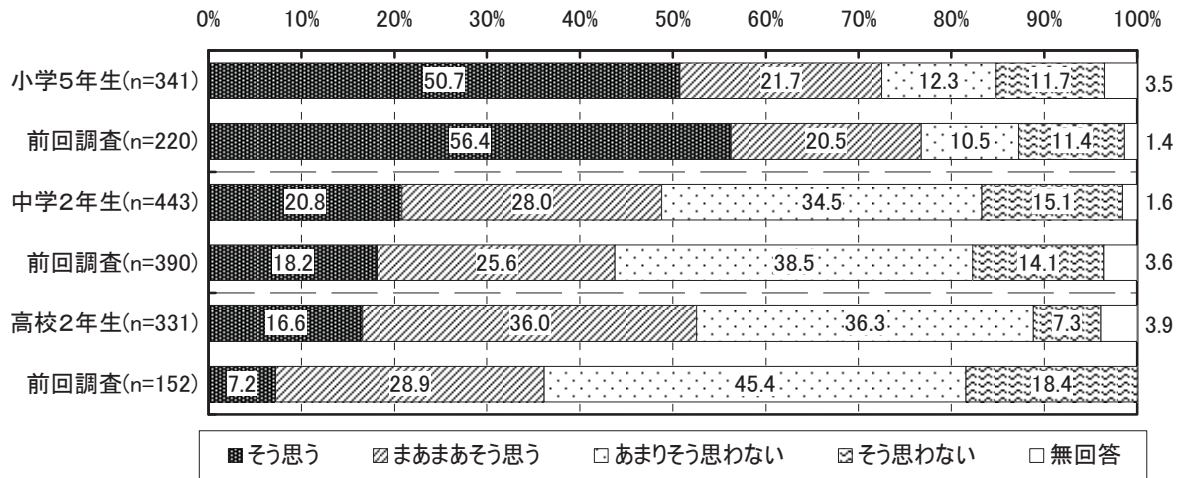


◆あなたが、宝塚市にしてもらいたいことは何ですか。あなたの気持ちにあてはまる番号を選んで○をつけてください。

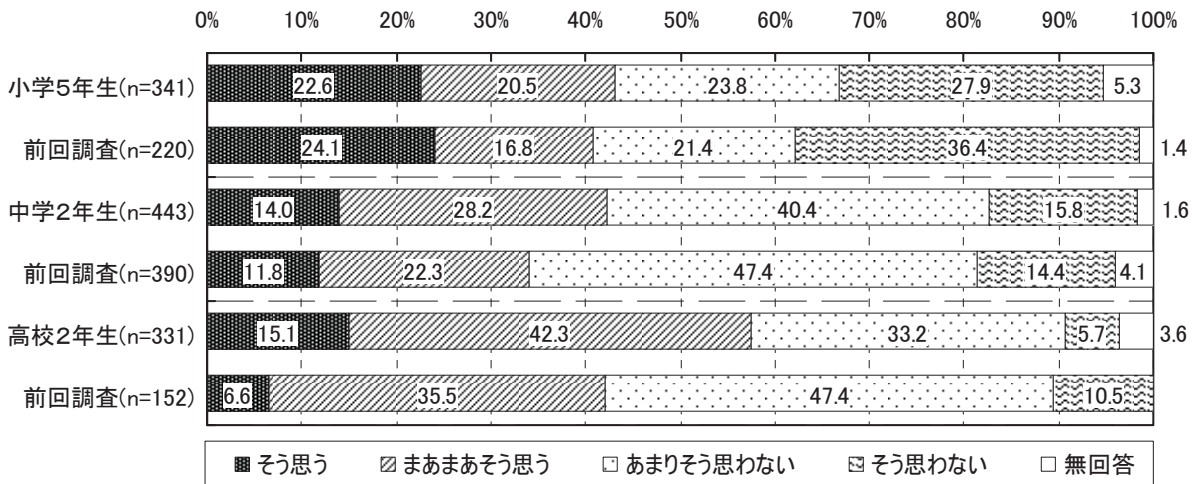
子どもが自由に遊べる安全な遊び場を増やしてほしい



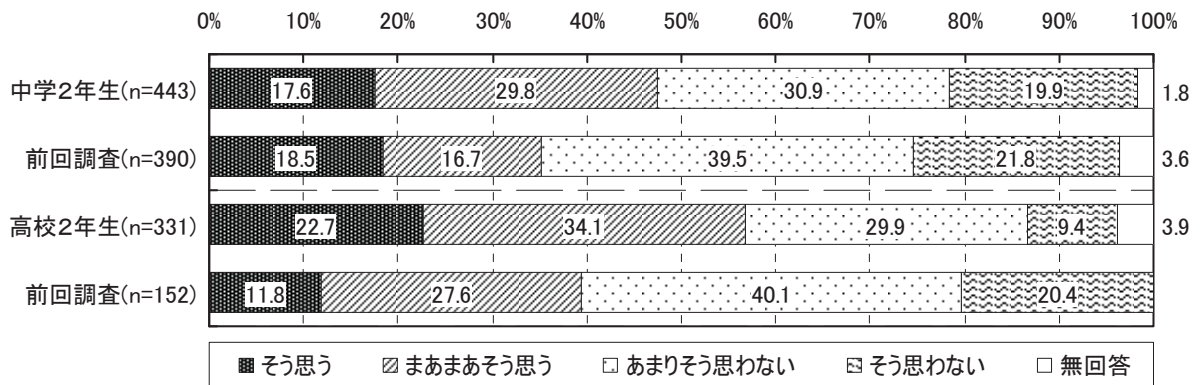
地域のおまつりや行事を増やしてほしい／地域の活動や行事を増やしてほしい



子どもが相談できるところを増やしてほしい／子どもが直接相談できるところを増やしてほしい



いろいろな国の人とふれあう機会がほしい



3. その他（用語の説明、関係法令・条例等）

（1）用語の説明

【あ行】	エンパワメント	何か他の力を借りながら（サポートを受けながら）、自分の内なる力を引き出す、自立すること。語源は他動詞のempower（～に力を与える、（人に）自信を持たせる、（人を）力づける）の名詞形。
【か行】	確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行せず、市町村からの給付を受けるための市の確認を受けない私立幼稚園。
	健康づくり推進員	まちづくり協議会からの推薦により市から委嘱を受け、地域での健康づくり活動を担っています。健康センターの地区担当保健師と連携し、地域における健康づくり事業の企画、運営などを行っています。
	子ども館	「児童館・子ども館」の説明を参照。
	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。
【さ行】	指定保育所	待機児童解消のため、市内にある認可外保育所で市が定める一定の基準を満たし、市が指定している保育所。指定された保育所は市の助成を受け、運営を行います。
	児童館・子ども館	児童館は、児童福祉法に基づき、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。市内に大型児童センター及び各ブロック（第6ブロックを除く）に設置した地域児童館7カ所があります。第6ブロックについては、地形的な特性から児童館と同等の機能を有する小規模な施設を子ども館として3カ所整備しています。
	児童の権利に関する条約	18歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重や権利の確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年（1989年）11月20日に第44回国際連合総会において採択され、日本は平成6年（1994年）に批准しました。
	市内7ブロック	本市では、概ね小学校区を単位として、コミュニティ活動をさらに活発かつ効果的に繰り広げるための核となる「まちづくり協議会」を組織しています。また、これらの連携やネットワーク化の必要性から市域の7ブロック化策を平成8年度（1996年度）に決定しました。
	小規模保育事業所A型	乳幼児（0～3歳未満児）を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育。保育士の職員配置や設備等について認可保育所とほぼ同じ基準で保育の運営を行います。

【さ行】	スクールソーシャルワーカー	スクール（school=学校）、ソーシャル（social=社会の）、ワーカー（worker=働く人）の文字通り、学校や行政及び福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子ども本人や子どもを取り巻く家庭・地域環境に注目し、問題解決を図る者。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有します。
【た行】	たからづか学校応援団	地域住民が各学校でボランティア活動を行い、学校教育を支えるとともに、地域の教育力を高めることを目的とした事業。図書・園芸・登下校見守り活動を中心に、全市立小学校と8中学校で活動が行われています。
	宝塚市子ども条例	子どもの育成の基本理念を定め、子育て家庭への支援を始めとする施策の着実な推進を図るため、長期的、総合的な指針として、平成19年（2007年）4月1日に制定した条例。
	宝塚市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体が策定する計画で、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するために策定するもの。本市では平成17年度（2005年度）に前期計画を、平成22年度（2010年度）に後期計画を策定しています。
	TAKARAっ子いきいきスクール推進事業	学校・家庭・地域社会が一体となり、開かれた信頼される学校園づくり、躍動感あふれる学校園づくりを推進することを目的とした事業。
	地域型保育事業	乳幼児（0～3歳未満児）を対象とした定員19人までの保育事業のことで、以下の4事業に分類されます。 ①小規模保育（利用定員6～19人以下） ②家庭的保育（利用定員5人以下） ③居宅訪問型保育（乳幼児1人に対して保育士等1人が対応） ④事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
	地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業で、利用者支援事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など全部で13事業あります。
	地域児童育成会	「放課後児童健全育成事業」の説明を参照。
	特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度に基づく市町村からの給付を受ける施設として、市が確認する幼稚園、保育所又は認定こども園。
	特定地域型保育事業（所）	子ども・子育て支援新制度に基づく市町村からの地域型保育に係る給付を受ける事業（所）として、市が確認する事業（所）。
【な行】	認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定します。親が働いている・いないにかかわらず利用できます。

【は行】	フレミラ宝塚	老人福祉センターと大型児童センターの複合施設で、高齢者と児童に「学習・文化活動」・「仲間づくり」・「交流」の場を提供する世代間交流の拠点です。あわせて、同施設内に子ども家庭支援センターやファミリーサポートセンターを設置し、子育て支援の拠点としています。
	ペアレントトレーニング (コモンセンス・ペアレンティ ング)	アメリカで開発された、行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的に身につけられるスキルの体得を経験的に学習するプログラム。
	保育利用率	子どもの数に占める保育を必要とする子どもの割合。
	放課後子ども教室	地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に学校等の施設を活用し、全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する事業。本市では、保護者や地域住民が中心となって、放課後の小学校の校庭などを利用し、子どもの主体性を大切にしたい遊びの場をつくることにより子どもの居場所を提供する取組を行っています。
	放課後子ども総合プラン	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省の「放課後児童クラブ」(地域児童育成会等)と文部科学省の「放課後子供教室」を一体的にまたは連携して実施するための国の計画。
	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図ることを目的とした事業。市が運営する放課後児童クラブが地域児童育成会であり、他にNPO法人や社会福祉法人が運営する放課後児童クラブがあります。
【ま行】	まちづくり協議会	市域を概ね小学校区を単位として、自治会を中核に、地域で活躍する団体、グループなどあらゆる人たちとの連携を図りながらまちづくり活動を推進する組織。
【や行】	養育支援ネット事業	支援が必要な親子に対して、市町等が医療機関からの情報提供を受け、保健師等の訪問指導により必要な支援を行うことで、虐待防止や子の健やかな成長発達を目指すネットワーク。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童若しくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために平成18年(2006年)に設置した機関。
【ら行】	連携施設	小規模保育事業者等による保育の終了後、満3歳以上の児童に対して保育を継続的に提供するために、連携協力を行う幼稚園、保育所又は認定こども園のことで保育内容の支援等を実施する施設。

(2) 児童の権利に関する条約（抜粋）

前 文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が 1924 年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言、及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第二十三条及び第二十四条）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（特に十条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること。また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要である

ことを認めて、
次のとおり協定した。

〔条約の概要〕

この条約は、前文、本文五十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義

児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。(第一条)

2 締約国の義務

(1) 一般的義務

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する(第六条)。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する(第七条)。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える(第八条)。

(4) 家族から分離されない権利

(イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する(第九条)。

(ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う(第十条)。

(ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる(第十一条)。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第十二条)

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する(第十三条)。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する(第十四条)。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める(第十五条)。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第十六条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第十七条）。

(11) 家庭環境における児童の保護

(イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第十八条）。

(ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第十九条）。

(ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第二十条）。

(ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第二十一条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第二十二条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第二十三条）。

(ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第二十四条）。

(ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第二十五条）。

(ニ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第二十六条）。

(ホ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第二十七条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。（第二十八条）

(ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第二十九条）。

(ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第三十条）。

(ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第三十一条）。

(15) 搾取等からの児童の保護

- (イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第三十二条）。
- (ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第三十三条）。
- (ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第三十四条）。
- (ニ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第三十五条）。
- (ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する（第三十六条）。

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

- (イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。（第三十七条）
- (ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第三十八条）。
- (ハ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第三十九条）。
- (ニ) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第四十条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第四十一条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第四十二条）。

[平成6年5月20日 文部科学省文部事務次官通知より引用]

(3) 宝塚市子ども条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 協働の取組(第4条—第8条)

第3章 基本となる施策(第9条—第14条)

第4章 推進体制(第15条・第16条)

附則

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、障害などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ること大切で。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。

このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成の基本理念を定め、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市の役割を明確にするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに育つ社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者をいう。

(2) 学校等 学校教育施設及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、子どもの自主性を尊重しながら子どもを導き、子ども自らが生きる力を育めること等子どもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。

2 子どもの育成は、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市がそれぞれの役割に応じて取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

第2章 協働の取組

(家庭の役割)

第4条 父母その他の保護者は、子育てに対して第一義的責任を有しており、子どもが人格を形成する上で最も重要な役割を担っていることを理解し、家族がお互いに人格を認め合い、

子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

(学校等の役割)

第5条 学校等は、教育には次代の担い手である子どもが個性を大切にし、主体的に生きることができるよう育成すること等の重要な使命があることを認識し、家庭及び地域住民と連携を図り、子どもがいいきと育ち、かつ、学ぶことができるよう努めなければならない。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成、子育て家庭への支援等に努めなければならない。

(事業主の役割)

第7条 事業主は、その事業所で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう、雇用環境の整備に努めなければならない。

2 事業主は、子どもの社会性を育むため、地域住民及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(市の役割)

第8条 市は、子どもの育成に関する施策を推進するとともに、家庭、学校等、地域住民及び事業主が相互に連携並びに協力が図れるよう調整を行うものとする。

第3章 基本となる施策

(子ども及びその家庭への支援)

第9条 市は、地域住民及び関係機関等と連携を図り、子ども及びその家庭への支援を総合的に、かつ、きめ細やかに推進するものとする。

2 市は、母子の健康づくりの支援、小児医療の充実、思春期保健対策等の施策を推進するものとする。

3 市は、子どもに対する虐待の防止に関する支援、障害のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の要保護児童に関する施策を推進するものとする。

(子育てと仕事の両立支援)

第10条 市は、男女共同参画の推進を図るとともに、事業主への啓発、保育施設の整備等の子育てと仕事の両立支援を推進するものとする。

2 市は、保育の需要を的確に把握し、待機児童の解消及び多様な保育サービスの提供を図るものとする。

(教育環境の整備)

第11条 市は、子どもの人格の完成を目指し、心身ともに健康な子どもの育成を行うという教育の普遍的な使命を踏まえ、学校教育の充実を図るものとする。

2 市は、人間形成の基礎が培われる乳幼児期からきめ細やかな教育を推進するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等が相互に連携を図れるよう調整するものとする。

3 市は、いじめ、不登校、非行等の防止のため、関係機関と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

(安全、安心の子育て環境の整備)

第12条 市は、安全な道路交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化等の子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

2 市は、地域住民及び関係機関と連携して、子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安

全で安心して育つ環境の整備を図るものとする。

(家庭及び地域の子育て力及び教育力の向上)

第13条 市は、子どもを地域社会全体で育てる観点から、家庭、学校等及び地域住民との連携の下、家庭及び地域の子育て力及び教育力の向上に努めるものとする。

2 市は、子どもの発達過程に応じて、家庭教育に関する学習の機会及び情報を提供するものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第14条 市は、子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を市政等に反映するものとする。

2 市は、子どもが遊び、学習等を通して他者との関係及び相互理解を深めるための生活体験、社会体験及び自然体験の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもの自発的な参加を支援するため、子どもが自由に安心して集うことができる居場所の整備を図るものとする。

第4章 推進体制

(計画の推進)

第15条 市長は、子どもの育成に関する施策を総合的に、かつ、計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとする場合は、宝塚市子ども審議会条例(平成25年条例第34号)に規定する宝塚市子ども審議会(以下「子ども審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(評価)

第16条 市長は、行動計画に基づいて行った施策について評価をするものとする。

2 市長は、施策を評価する場合は、子ども審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の評価について遅滞なくこれを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(4) 宝塚市子ども審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、宝塚市子ども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項第1号から第3号までに掲げるもの
- (2) 宝塚市子ども条例（平成19年条例第10号）第15条に規定する行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (3) 行動計画に基づいて行った施策の評価に関して意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に掲げるもの

(組織及び任期)

第3条 審議会の委員の定数は、19人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者又は市長が適当と認める者 16人以内
 - (2) 公募による市民 3人
- 2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。
 - 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 前条第1項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、知識経験者又は市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、第1項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その身分を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会又は小委員会を置くことができる。

- 2 部会又は小委員会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)
- 2 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市子ども審議会の項を削る。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の執行機関の附属機関設置に関する条例の規定により宝塚市子ども審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の宝塚市子ども審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(宝塚市子ども条例の一部改正)

- 4 宝塚市子ども条例の一部を次のように改正する。

目次中「(第15条―第17条)」を「(第15条・第16条)」に改める。

第15条第2項中「執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第1条」を「宝塚市子ども審議会条例(平成25年条例第34号)」に改める。

第17条を削る。

(5) 宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市次世代育成支援行動計画及び宝塚市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項により、宝塚市次世代育成支援行動計画等推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の推進に係る部局間の総合調整に関すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には子ども家庭室長を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 会長は、会長に事故あるとき、その職務を代行するため、委員の中から会長代理を指名することができる。

(会議)

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 3 検討会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、子ども政策課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画経営部	政策室	政策推進課長
	行財政改革室	財政課長
市民交流部	きずなづくり室	市民協働推進課長
	市民生活室	医療助成課長
総務部	行政管理室	人事課長
	人権平和室	人権男女共同参画課長
都市安全部	生活安全室	防犯交通安全課長
		公園緑地課長
	建設室	道路政策課長
都市整備部	建築住宅室	住まい政策課長
健康福祉部	健康長寿推進室	いきがい福祉課長
		健康推進課長
	福祉推進室	障害福祉課長
子ども未来部	子ども家庭室	子ども政策課長
		子育て支援課長
		子ども家庭支援センター所長
		子ども発達支援センター所長
	子ども育成室	保育企画課長
		保育事業課長
		青少年課長
産業文化部	産業振興室	商工勤労課長
管理部	管理室	学事課長
学校教育部	学校教育室	幼児・特別支援教育担当課長
		学校教育課長
	教育支援室	教育支援課長
		青少年センター所長
市立病院経営統括部		課長